

(平成23年8月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	112 件
国民年金関係	40 件
厚生年金関係	72 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年1月まで

平成19年に年金記録を確認すると、未納期間があると分かったが、私は、平成2年3月にA市役所へ夫婦二人で赴き、国民年金の加入手続を行った際、国民年金の担当者から、国民年金に加入義務があることと、2年前に遡って納付できることを聞き、夫からも、2年遡って納付するよう強く言われたので、申立期間の国民年金保険料を納付した。2年遡れると聞いて、10か月だけ残して納付するようなことはしないので、現在の年金記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以降の国民年金の加入期間に国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年3月に払い出されており、当該時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である上、申立人は、申立期間直前の昭和63年4月から元年3月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から51年3月まで
② 昭和51年7月から52年3月まで

私は、申立期間については実家の自営業を手伝っていた。国民年金のことは母親に任せており、その母親が納付済みとなっているので、私の分も納付していたはずである。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立期間は9か月と比較的短期間である上、申立人は、昭和51年4月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料の未納は無いことが確認できることから、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年10月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立期間②の保険料は現年度納付することが可能である上、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、当該期間の保険料を納付していることが確認でき、申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、上記の国民年金の加入時点において、申立期間の一部については過年度納付が可能であるものの、大部分は既に時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間は未納であることが確認でき、過年度納付した記録も見当たらない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親の国民年金手帳記号番号は、昭和49年12月に払い出され、年金受給権を満たすために、36年4月まで遡って特例納付及び過年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料と一緒に納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、結婚当初の昭和59年頃、将来的に年金を受け取れるかどうか分からないという情報をテレビや新聞等で聞き、国民年金保険料を納めていなかった。結婚生活に慣れた頃、やはり、保険料は納めないといけないということを知り、A市B役所で国民年金の加入手続を行い、未納期間について相談した。

当時、まとまったお金が無かったが、自分なりに苦勞してお金を貯め、区役所から受け取った納付書で、3回に分けて計約20万円の保険料を納付したのに、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、62年7月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に加入手続を行ったものと推認され、この時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であった。

また、申立人は、国民年金加入手続後に3回に分けて計約20万円の国民年金保険料を納付したとしており、この金額は、昭和60年4月から61年3月までの保険料額（8万880円）と、申立人の過年度納付が確認できる同年4月から62年3月までの保険料額（8万5,200円）及び同年4月から同年7月までの保険料額（2万9,600円）との合計額19万5,680円とおおむね一致することから、申立人は、申立期間のうち、60年4月から61年3月までの保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までについて、申立人の国民年金加入手続が行われた時期からみて、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 63 年*月に 20 歳に達した当初は国民年金には加入していなかった。その後、「国民年金保険料が支払われていない。」との通知を受けたので、平成元年 3 月頃に父親と国民年金の加入手続を行い、11 か月分の保険料を遡って納付した。

記録を確認したところ、遡って納付したはずの保険料が未納とされていることが分かった。よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 11 か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、A市の国民年金被保険者台帳では、申立人は平成元年 11 月 10 日に国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であった上、オンライン記録において、同年 12 月 11 日付けで納付書作成記録が確認でき、申立人に対して、申立期間に係る過年度納付書が発行されたことが推認される。これについて同市では、この時期の納付書作成は、被保険者の依頼を受けて過年度納付書を発行するよう社会保険事務所（当時）に連絡していたとしており、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立人は、申立期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

私は、申立期間前後に収入が無く、国民年金保険料を納付できなかった。市役所で国民年金について相談したところ、保険料の免除という制度を教えられて申請を行い、後日、改めて申請免除手続を行った記憶もある。

ところが、私は、平成9年3月の保険料を免除承認されたとの通知は受け取ったが、申立期間についての通知は送られてこなかった。市役所に尋ねたところ、「後日、通知されます。」と言われた記憶もある。1か月間のみ免除が認められ、申立期間が免除期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間の前月に当たる平成9年3月の国民年金保険料の免除申請を同年4月10日に行っていることが確認でき、A市では、同年4月に申請免除手続を行った場合、申立期間である平成9年度についても免除申請手続を案内していたとしている。

また、申立人は、当時、無職で収入が無かったとしており、同居していた申立人の父親も年金生活者であったことから、国民年金保険料の申請免除が承認された平成9年3月と同年4月以降の申立期間において生活状況に大きな変化があったとは考え難く、申立期間についても免除申請が行われ、承認されたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月1日から同年9月1日まで
② 昭和55年12月17日から56年7月頃まで

私は、昭和55年3月25日にB社を退職して1か月以内にA社（法人登記簿では、C社）という事業所にD職として勤務し、その後同社は経営難で倒産したが、同事業所には1年以上は勤務したと思う。その証明として、同事業所の寮にいたときに受け取った友人からの手紙の消印が56年3月2日になっている。

しかし、申立期間①及び②の厚生年金保険の期間が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金被保険者カードによると、申立人は昭和55年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人は、「入社当初、D職グループ長の助手として勤務し、同グループ長が退職した後は独り立ちした。」と供述しているところ、当該グループ長のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年5月20日であることから、申立人が当該期間において同社で勤務していたことが推認できる。

また、A社の元事務責任者は、「同社では、学校に通わせていた一部の者を除き、従業員は入社して直ちに厚生年金保険に加入させ、給与から保険料

を控除していた。」と回答しているところ、オンライン記録により、同社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する 11 人に照会し、8 人から回答があり、そのうちの 6 人（申立人と同職種二人を含む。）が「試用期間は無く、入社後すぐに厚生年金保険に加入した。」と証言していることから、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A 社における昭和 55 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主からは病気のため、聴取することもできず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、A 社は、昭和 55 年 12 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降の期間である。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降、同社の債権者等により継続して事業が行われていたところ、同事業所に引き続き勤務していた元従業員は、「同事業所は法人ではなく、厚生年金保険にも加入していなかった。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和 55 年 12 月 17 日に国民年金被保険者資格を取得し、同年同月分の保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金被保険者の資格喪失日は23年1月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月1日から23年5月31日まで

私は、昭和21年4月にA社に入社し、約2年間、Bの部門で勤務したが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。なお、Cによると、A社に係る資格取得年月日の21年6月1日は確認できたが資格喪失年月日が確認できないとのことであった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和21年4月にA社に入社し、約2年間、Bの部門で勤務していた。」と主張している。

また、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)により、A社における、申立人と氏名及び生年月日が一致する基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(資格取得日は昭和21年6月1日、資格喪失日は未記載)が確認でき、申立人の当該事業所における勤務についての詳細な供述には信ぴょう性が認められ、当該未統合記録は申立人の記録であると認められる。

さらに、昭和21年4月頃に整理されたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の記録が記載されるべきページ(整理番号*番から*番)が見当たらない。これについて、D事務センターでは、「申立人の記録が記載されるべきページについては、当センターでは保管しておらず欠落している。」と回答しており、社会保険出張所における記録管理に不備があったことがうかがえる。

一方、昭和 23 年 1 月頃に書き換えられた A 社に係る同被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 21 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出を、社会保険出張所に対し行ったものと認めるのが相当であり、A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 23 年 1 月 1 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和27年7月1日に、船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、同資格喪失日は、29年9月1日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から29年9月1日まで

私は、申立期間については、A県とB県を往復するC丸に、船長のDと同僚との3人で乗船していた。拠点のが、B県からA県に移ってからは、E県やF県にも行くようになり、距離が遠くなったので、手伝いの者が増えた。申立期間についても、船員保険の記録が有る期間と同様に、D船長と一緒にC丸に乗船していたので、船員保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に、船長のDを含む3人でC丸に乗船した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、昭和29年9月1日に当該船長を含む同僚3人と共に、A県において船舶所有者をDとする船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

しかしながら、申立人に係る船員保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）によると、上記の被保険者記録の直前に、資格喪失日の記載は無いものの、B県において、同じDを船舶所有者として、申立期間の始期である昭和27年7月1日に資格を取得したとする基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、当該未統合記録が記載されている船舶所有者Dに係る船員保険被保険

者名簿によると、申立人が申立期間当時、一緒に乗船していたとする元同僚も、申立人と共に昭和 27 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該元同僚に係る旧台帳によると、申立人に係る旧台帳と同様、29 年 9 月 1 日からの当該船舶所有者に係る船員保険被保険者記録の直前に、資格取得日を 27 年 7 月 1 日とし、資格喪失日の記載のない基礎年金番号に未統合の被保険者記録が記載されている。

さらに、G年金事務所では、「当該旧台帳に被保険者記録が記入された時期が不明のため、明確な意味合いは不明であるが、B 県で作成された当該旧台帳に、他県（A 県）の記録が記載されているということは、管轄が移管された可能性がある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、船舶所有者は、申立人について、昭和 27 年 7 月 1 日に船員保険の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったものと認められ、申立人の同資格の喪失日は 29 年 9 月 1 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿及び旧台帳に記載されている標準報酬月額の記録から、3,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年4月1日から同年5月1日までの期間、同年8月1日から26年8月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から27年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を25年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日、B事業所における資格取得日に係る記録を同年8月1日、資格喪失日に係る記録を26年8月1日、C事業所における資格取得日に係る記録を同年8月1日、資格喪失日に係る記録を同年9月1日、同事業所における資格取得日に係る記録を同年10月1日、資格喪失日に係る記録を同年11月1日、及び同事業所における資格取得日に係る記録を同年12月1日、資格喪失日に係る記録を27年4月1日にそれぞれ訂正する必要がある。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和25年4月は7,000円、25年8月から26年7月までの期間、同年8月、同年10月及び同年12月から27年3月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から28年8月まで

私は、昭和25年4月頃にD事業所に入社し、28年8月頃に退社するまで、E業務等をしてきたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 F県から提出のあった「前渡資金支払証憑書^{しょうひょうしょ}」(以下「証憑書」という。)によると、申立人は、申立期間のうち、昭和25年4月1日から同年5月1日まではA事業所に、同年8月1日から26年8月1日までの期間はB事業

所に、同年8月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から27年4月1日までの期間はC事業所にそれぞれ勤務し、当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、F県から提出のあった証憑書の記録から、昭和25年4月は7,000円、同年8月から26年8月までの期間、同年10月及び同年12月から27年3月まではそれぞれ8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に閉鎖されており関連資料等が不明であるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険出張所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険出張所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る昭和25年4月1日から同年5月1日までの期間、同年8月1日から26年8月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から27年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和26年11月の給与からの厚生年金保険料の控除については、証憑書によると、厚生年金保険料控除額欄が空白になっており、27年4月については、同欄が「0」と記載されていることが確認できる上、25年5月から同年7月までの期間、26年9月及び27年5月から28年8月までの同保険料の控除については、F県では、「当該期間の申立人については証憑書が確認できない。」と回答していることから、申立人に係る当該期間の保険料控除を確認することができない。

また、申立人は、D事業所における元上司、元同僚の氏名を記憶していないため、同僚等の調査を行えず、申立人の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和29年1月からB県に本社があったC事業所（現在は、D社）に入社し、平成12年に関連会社のA社を退職するまで会社名称は変わったが継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の同社E工場から同社F工場への異動の際の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA社からの回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和41年10月1日に同社E工場から同社F工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和41年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書」には、申立人の資格喪失日が昭和41年9月30日と記載されており、事業主は誤って届け出たことを認めていることから、事業主がオンライン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その

後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和35年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月1日から36年4月1日まで

私は、昭和35年4月1日にA社に営業職員の指導員候補として入社し、C支社D営業所に配属された。配属後の8か月間は、現場で営業に従事し、同年12月1日から指導員見習となり、38年に別の支社に異動するまでD営業所で継続して勤務していた。

しかし、国の年金記録では、昭和35年12月1日から36年4月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が提出した人事記録により、申立人は、申立期間にA社で継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社の人事担当者は、「申立人は、申立期間の前後を通じ、継続してA社に勤務しており、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたと考えられる。」と回答している。

さらに、上記の人事担当者は、「A社では、昭和33年頃から、内勤の事務職員に係る厚生年金保険は、支社ごとの適用ではなく、本社で一括適用する方式に変更された。」と回答している。

加えて、申立人がA社に同期入社したと記憶する元同僚は、「私は、申立人と同様に、昭和35年4月1日に営業職員の指導員候補として同社に入社してC支社D営業所に配属され、最初の8か月間、営業を行った後、同年12月1

日から指導員候補見習となり、その後も同営業所で勤務した。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該元同僚は、同年4月1日に同社C支社で厚生年金保険被保険者資格を取得した後、同年12月1日に一旦資格喪失し、同日に同社本社で同資格を再取得していることが確認できる。

これらのことから総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社本社における厚生年金保険の被保険者として、同保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社に係る昭和36年4月1日の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月17日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録及び同社B工場における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月17日から同年5月1日まで
② 平成4年5月1日から同年7月1日まで

A社に昭和30年4月1日から平成4年3月31日まで継続して勤務していたはずなのに、年金記録に1か月の空白がある。

その後、C社に平成4年4月1日から6年4月30日まで勤務した期間にも、入社から2か月の空白がある。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が保管する申立人に係る人事記録及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和41年4月1日に同社から同社B工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和41年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、C社に係る平成4年5月1日付けの辞令を所持している。

しかしながら、C社から提出された社員名簿によると、申立人の入社日は平成4年7月1日と記載されていることが確認できる。

また、雇用保険被保険者記録によると、申立人は、平成4年7月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している上、申立人は、当該資格取得により、同年8月6日に再就職手当を受給していることが確認できる。

さらに、元給与事務担当者は、「雇用保険と厚生年金保険の資格取得日は同一日として届出を行っていた。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 20 日
② 平成 19 年 7 月 20 日

私は、平成 16 年 12 月 20 日頃にA社から、また、19 年 7 月 20 日にB社からそれぞれ賞与の支給を受けたが、国の年金記録では、いずれも記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人から提出された申立期間②に係る賞与支払明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（2万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与支払額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、事業所から提出された申立人の平成 16 年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、申立期間①に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が無いことが確認できる。

また、申立人から提出された平成 16 年分の給与所得源泉徴収票における

給与賞与の支払金額及び社会保険料等の金額は、上記の16年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿における給与等の総支給金額及び社会保険料等の控除額と一致することが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の賞与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及び同社B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月から同年7月までは600円、同年8月及び同年9月は8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月17日から同年10月1日まで
申立期間に係るA社の年金記録に不備がある。記録の訂正を願う。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員記録表、同社が発行した申立人に係る在籍証明書及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和23年3月18日に同社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における昭和23年2月及び申立人のA社B支店における同年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年3月から同年7月までは600円、同年8月及び同年9月は8,100円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事

務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和45年3月2日から46年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を45年3月から46年3月までは8万円、同年4月から同年8月までは10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月2日から48年7月1日まで
A社に勤務していた期間における、標準報酬月額に誤りがあるので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、昭和45年3月から46年3月までは8万円、同年4月から同年8月までは10万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与支払明細書において確認できる保険料控除額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が、申立期間について、長期

間にわたり一致していないことから、事業主は給与支払明細書で確認できる保険料控除額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和46年9月1日から48年7月1日までの期間については、申立人は当該期間に係る給与支払明細書等を所持しておらず、閉鎖登記簿謄本により、A社は50年8月*日解散、平成3年10月*日閉鎖していることが確認できる上、当該期間当時における元事業主及び給与事務担当者は既に死亡していることから、当該期間における申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

このほか、申立人の当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事後訂正の結果、平成18年7月から19年8月までは20万円、同年9月から20年1月までは19万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、18年7月は15万円、同年8月は16万円、同年9月から同年12月までの期間は20万円、19年1月は15万円、同年2月は17万円、同年3月は20万円、同年4月から同年11月までの期間は16万円、同年12月から20年1月までの期間は12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月3日から20年2月1日まで

私の年金記録では、平成18年7月から20年1月までの標準報酬月額の記録が給料の支給額より低かった。A社が、標準報酬月額算定基礎訂正に関する届出を行ったので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年12月に、18年7月から19年8月までの期間は20万円、同年9月から20年1月までの期間は19万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、

当該訂正後の標準報酬月額（19万円及び20万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給料明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額から、平成18年7月は15万円、同年8月は16万円、同年9月から同年12月までの期間は20万円、19年1月は15万円、同年2月は17万円、同年3月は20万円、同年4月から同年11月までの期間は16万円、同年12月から20年1月までの期間は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出したことを認めており、また、申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月に年金事務所に対して提出したことが確認できることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年1月から15年12月までを36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月22日から16年3月20日まで
平成11年11月22日から16年3月20日までA社に勤務したが、給与月額は勤務期間を通じて36万円であったのに、国の記録では、標準報酬月額は28万円となっている。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した年末調整通知書等において推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成14年1月から15年12月までを36万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、年末調整通知書等において推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、年末調整通知書において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告

知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成11年11月から13年12月までの期間、16年1月及び同年2月については、申立人は、給与明細書等を所持しておらず、当該期間の報酬月額について確認することができない。

このほか、申立人に係る当該期間の報酬月額や保険料控除額を確認できる資料は無く、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和24年6月1日から25年7月7日までの期間について、A社の事業主は、申立人が24年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における同資格の喪失日は25年7月7日であったと認められることから、申立人に係る同資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和25年7月7日から26年3月13日までの期間について、B社の事業主は、申立人が25年7月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26年3月13日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所に行ったことが認められることから、当該期間に係る同資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和26年3月13日から同年7月1日までの期間について、C社の事業主は、申立人が26年3月13日に同資格を取得し、同年4月1日に同資格を喪失した旨の届出及び同年同月同日に同資格を取得し、同年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所に行ったことが認められることから、当該期間に係る同資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和26年7月1日から28年11月1日までの期間について、C社の事業主は、申立人が26年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における同資格の喪失日は28年11月1日であったと認められることから、申立人に係る同資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）

基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年6月1日から28年12月頃まで

私の夫は、申立期間にD社で勤務し、詳細な時期は不明であるが、当初は、E職の仕事をし、その後、F職の仕事をしていたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立代理人は、「当時、申立人が自分の名を本名の『G』でなく、『H』などと名乗ることがあった。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人と生年月日が一致し、氏名が「G」の基礎年金番号に未統合の被保険者の記録が確認できる。

一方、当該未統合記録においては、昭和24年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録は確認できるものの、資格喪失日に係る記録は無い。

しかし、昭和24年6月1日からA社で厚生年金保険被保険者記録を有する元同僚は、「申立人と一緒にD社の施設で勤務し、申立人はE職の仕事をしていた。」と証言している上、I県が保存している退職手当申請書によると、申立人と生年月日及び本籍地が一致する「J」が、昭和24年6月1日に採用され、25年7月7日に離職していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和24年6月1日、資格喪失日は25年7月7日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、8,000円とすることが妥当である。

2 B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と生年月日が一致し、氏名が「H」で、厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和25年7月7日、同資格喪失日が26年3月13日と記録されている基礎年金番号に未統合の被保険者の記録が確認できる。

また、申立代理人は、「詳細な時期は不明であるが、申立人は、申立期間当時、E職の仕事をしていた。」と供述している上、当該未統合記録は、上記1の未統合記録と同一の記号番号であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のB社における資格取得日は昭和25年7月7日、資格喪失日は26年3月13日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、8,000円とすることが妥当である。

- 3 C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社に係る旧台帳により、申立人と生年月日が一致し、氏名が「H」で、厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和26年3月13日、同資格喪失日が同年4月1日と記録されている基礎年金番号に未統合の被保険者記録、及び生年月日の一部が申立人のそれとは相違（2年生）するが、氏名が「H」で、同資格取得日が26年4月1日、同資格喪失日が同年7月1日と記録されている基礎年金番号に未統合の被保険者の記録が確認できる。

また、申立代理人は、「詳細な時期は不明であるが、申立人は、申立期間当時、D社でF職の仕事をしていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、当該2つの未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のC社における前者の記録に係る資格取得日は昭和26年3月13日、資格喪失日は同年4月1日、後者の記録に係る資格取得日は同年同月同日、資格喪失日は同年7月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、8,000円とすることが妥当である。

- 4 C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と生年月日が一致し、氏名が「H」の基礎年金番号に未統合の被保険者の記録が確認できる。

一方、当該未統合記録においては、昭和26年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録は確認できるものの、資格喪失日に係る記録は無い。

しかし、C社において申立期間に厚生年金保険の加入記録を有する元同僚は、「申立期間に申立人と一緒にD社で勤務していた。」と証言している上、当該未統合記録は、上記3における後者の未統合記録と同一の記号番号であることが確認できる。

また、C社の元同僚は、「戦争終結による人員整理のため、昭和28年11月に私や申立人を含む多数の者が退職した。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該元同僚は同年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のC社における資格取得日は昭和26年7月1日、資格喪失日は28年11月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、8,000円とすることが妥当である。

- 5 申立期間のうち、昭和28年11月1日から同年12月頃までの期間については、上記4のとおり、C社の元同僚の証言から、申立人が当該期間に同社で勤務していなかったことが推認できる。

また、C社に係る関係資料が保存されていないため、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年9月13日から49年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を46年9月13日、資格喪失日に係る記録を49年9月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、46年9月から47年9月までは2万6,000円、同年10月から48年9月までは3万円、同年10月から49年8月までは3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から49年9月30日まで
私は、C社を退職し、2か月ぐらいいしてからA社に勤務したが、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和46年9月13日から49年9月1日までの期間については、B社の現在の事業主及び複数の元同僚が、申立人が、A社で勤務していたことを証言している上、雇用保険の記録によると、申立人は、当該事業所において、46年9月13日に被保険者資格を取得し、49年8月31日に離職したとする被保険者記録が確認できる。

また、B社では、「当時の関係書類は残存していないため、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料の納付状況は不明であるが、従業員は厚生年金保険や雇用保険に加入させていた。雇用保険に加入していれば、厚生年金保険にも加入していると思う。」と回答している。

さらに、申立人が一緒に修理の仕事をしていた元同僚として名前を挙げた一人は、「申立人と一緒に修理の仕事をした。申立人は正社員として勤務していたと思う。」と証言している。

加えて、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員14人に照会したところ、回答のあった9人のうちの4人が、「従業員は、全員厚生年金保険に加入しており、加入しない人はいなかったと思う。」と証言している上、このうち2人は、「会社から何も言われなかったが、厚生年金保険に加入している。」「入社するときは、1年の約束だったが、何も言われず厚生年金保険に加入した。」とそれぞれ証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年9月13日から49年9月1日までの期間において、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代で同様の職種であった元同僚の記録から、昭和46年9月から47年9月までは2万6,000円、同年10月から48年9月までは3万円、同年10月から49年8月までは3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難い。このため、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年9月から49年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和46年8月1日から同年9月12日までの期間及び49年9月1日から49年9月30日までの期間については、B社では、申立人が当該期間に勤務していたことを確認できる人事記録等は保管しておらず、A社の元従業員から、申立人の当該期間における勤務に係る証言が得られないことから、申立人の当該期間における在籍及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない上、当該期間に係る雇用保険の被保険者も見当たらない。

また、申立人は、「C社を退職し2か月ぐらいしてから、A社に勤務した。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人は、C社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和46年7月31日に喪失していることが確認でき、申立期間の始期である同年8月1日から勤務していたとは考え難い。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年8月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月1日から39年4月30日まで
② 昭和39年4月1日から40年6月1日まで
③ 昭和43年4月1日から45年9月1日まで
④ 昭和50年6月1日から51年8月1日まで

申立期間①について、私は、昭和36年7月にA社B出張所から同社C本社に転勤し、39年4月にD社（後に、E社、現在は、F社）に移るまで給料が下がったことはなかった。

申立期間②から④までについて、手元に残っていたD社の給料支払明細書の月給より、オンライン記録の標準報酬月額が低くなっている。

申立期間①から④までの標準報酬月額を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち、昭和45年8月1日から同年9月1日までの期間については、申立人から提出されたD社に係る給料支払明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（7万6,000円）を超える報酬月額（10万円）の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（10万円）に見合う厚生年金保険料（3,100円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、F社では、「合併前の事業所の資料は破棄されており、不明である。」と回答しており、このほかに、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間③のうち、昭和43年4月1日から45年8月1日までの期間及び申立期間④については、申立人から提出された給料支払明細書により確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間③のうち、昭和43年4月1日から44年11月1日までの期間、及び申立期間④のうち、50年9月1日から51年8月1日までの期間については、オンライン記録における申立人の標準報酬月額は、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の最高額である。

- 3 申立期間①については、オンライン記録によると、申立期間①直前の昭和36年7月20日から同年11月1日までの4か月間の申立人の標準報酬月額は3万6,000円であり、A社C本社における申立期間①の標準報酬月額(2万8,000円)を上回っていることが確認できるところ、申立人は、「昭和36年7月に同社B出張所から同社C本社に転勤し、39年4月にD社に移るまで給料が下がったことはなかった。」と主張している。

しかしながら、A社B出張所及び同社C本社に係るそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人は、当該4か月の期間、同社B出張所及び同社C本社において、それぞれ被保険者記録が確認でき、被保険者期間が重複しているところ、それぞれの被保険者記録における各月の標準報酬月額(同社B出張所は、3万円。同社C本社は、2万8,000円)の合計が当時の標準報酬月額の最高額(3万

6,000円)を上回ることから、申立期間①のオンライン記録における標準報酬月額が当該額と記録されていることが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主及び事務担当者は、所在不明であることから、申立人の申立期間①当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

さらに、A社C本社に係る被保険者名簿において、申立期間①に被保険者記録を有する元従業員の生年月日及び標準報酬月額を見ると、申立人と同年代の元従業員と比べて申立人の標準報酬月額が低額であるとは言えない上、そのうち所在が確認できた15人に照会し、11人から回答があったものの、申立人の給与から申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等は得られない。

加えて、上記回答のあった11人のうち10人は、「自身の当時の月給額が標準報酬月額と一致しているか否か分からない。」と証言しており、残りの一人は、「当時の月給額と標準報酬月額が一致しない。」と証言しているものの、「保険料のことは分からない。残業が月50時間以上あり、残業代が月給(3万円程度)の2割程度(6,000円程度)を占めていた。残業代等の非固定的賃金の変動が大きかった。」と証言しており、オンライン記録の標準報酬月額を上回る保険料控除が行われていた事実を確認できない。

4 申立期間②については、申立人は、当該期間のうち、昭和39年4月から同年12月までの給料支払明細書は保管しておらず報酬月額及び保険料控除額を確認することができないが、申立人から提出されたD社に係る40年1月から同年9月までの給料支払明細書によると、同年1月は厚生年金保険料及び健康保険料(以下「社会保険料」という。)が控除されていないこと、並びに、同年3月から同年9月までは社会保険料の差額調整(立替按分)が行われていることが確認でき、申立人によると、「当時、会社設立当初で事務が混乱し、保険料の引き忘れを清算されたと思う。」と供述しているところ、当該明細書で確認できる差額調整を含めた社会保険料の合計額は、39年4月から40年8月までのオンライン記録どおりの社会保険料の合計額を下回っている。

また、F社では、「合併前の事業所の資料は破棄されており、資料は保存していない。」と回答している上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険料控除の状況について確認できない。

さらに、申立期間②のうち、昭和39年4月1日から40年5月1日までの期間については、オンライン記録における申立人の標準報酬月額は、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の最高額である。

5 このほか、申立期間①から④まで(昭和45年8月を除く。)について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④まで(昭和45年8月を除く。)について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成19年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年9月は10万4,000円、同年10月及び同年11月は12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から同年12月16日まで

私は、平成19年6月24日からA社に勤務していた。同年8月までは、試用期間のため、厚生年金保険には加入していないが、同年9月からは加入していたはずである。厚生年金保険料が控除されていたことは、給料支払明細書から確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給料支払明細書及び平成19年分の源泉徴収票により、申立人は、同年6月24日からA社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる保険料控除額から、平成19年9月は10万4,000円、同年10月及び同年11月は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないものの、B年金事務所が保管する申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日は平成19年12月16日であることが確認できることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年9月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和27年10月15日から28年8月29日までの期間については、事業主は、申立人が27年10月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、28年8月29日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所(当時)に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月頃から28年8月頃まで

私は、昭和27年7月頃から28年8月頃まで、A社(現在は、B社)C工場で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「申立期間当時、本名ではなく、『D』や『E』と名乗ることがあった。」と供述しているところ、i) A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立人と生年月日は一致しないものの、氏名が「D」で、資格取得日が昭和27年10月15日、資格喪失日が28年8月29日と記録されている基礎年金番号に未統合の被保険者の記録、及びii) 厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録により、申立人と生年月日は一致しないものの、氏名が「E」で、上記被保険者名簿と資格取得日及び資格喪失日等が一致する基礎年金番号に未統合の被保険者の記録が確認できる。

また、申立人は、「A社C工場には、故郷から集団就職した。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立人が同社同工場と一緒に集団就職したと記憶する元同僚は、昭和27年10月15日に同社同工場で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において同年同月同日に同資格を取得

している複数の元同僚は、「申立人と一緒に集団就職した。」と証言し、そのうちの一人は「申立人は、入社後約1年で退職した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社C工場における資格取得日は昭和27年10月15日、資格喪失日は28年8月29日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、4,500円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和27年7月頃から同年10月15日までの期間については、申立人は、「A社C工場勤務し始めた時期は、よく覚えていない。」と供述している上、上記1のとおり、申立人と一緒に同社に集団就職したとする複数の元同僚は、同年同月同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B社は、当時の関係資料を保存していないため、申立人の昭和27年7月頃から同年10月15日までの期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 21 日から 34 年 12 月 30 日まで
② 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 1 月 25 日まで

A事業所及びB社に勤務した申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の計算の基礎とされている申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の性別は、男性と記録されており、申立人の年金記録の記録管理が適切に行われていたとは認め難い上、支給決定された当時の制度では男性であれば脱退手当金の受給権が発生しないことから、適正な事務処理が行われたとは言い難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①及び②の間の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が失念するとは考え難い上、申立期間（2期間）と当該被保険者期間とは同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号であることから、脱退手当金が支給されていない被保険者期間が存在することは、事務処理上からみても不自然である。

さらに、申立人は申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失後、国民年金に加入するとともに、昭和 48 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間、国民年金保険料を未納無く納付していることから、当時、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年4月5日に支給されたインセンティブ（精勤手当）について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を7万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年2月1日から同年8月1日まで
② 平成16年4月5日

A社（現在は、B社）でパートタイマーとして勤務していた期間のうち、平成7年2月から同年7月までの期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額と比べて低額なので訂正してほしい。

また、C社で契約社員として勤務していた期間のうち、平成16年4月支給のインセンティブ（精勤手当）から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人から提出のあった2004年（平成16年）4月分の給与明細書及びC社から提出のあった申立人に係る離職票賃金連絡表によると、申立人に対して、同年同月にインセンティブ（精勤手当）が支給され、申立人の主張する標準賞与額（7万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主によりインセンティブから控除されていることが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料の納付を行っていなかったことを認めていることから、事業主から社会保険事務所（当時）へのインセンティブに関する届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間②に係る保険料に

ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成7年2月に係る標準報酬月額について、申立人の主張する報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、オンライン記録によると、申立人に係る平成7年2月1日付け標準報酬月額改定は、同年4月11日に遡及して処理が行われていることが確認できる上、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書の内容を転記したとするメモには、同年4月分給与の内訳として「厚生年金減額分6,270」が還付されたとの記載が確認できるが、当該金額は、改定前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と改定後の同保険料額との差額の2か月分（同年2月分及び3月分）に相当する額であることが確認できる。

一方、申立期間①のうち、平成7年3月から同年7月までの期間について、申立人から提出のあった預金通帳を見ると、A社から申立人に支給された給与振込額は、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額を上回る額であることが確認できる。

しかしながら、B社から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の副本によると、平成7年7月までの標準報酬月額は10万4,000円であること、「8月から月変」との押印及び改定後の標準報酬月額は15万円であることがそれぞれ確認でき、これらの記録はオンライン記録と一致している。

このことについて、B社は、「申立人においては、平成7年2月分の報酬月額が低下したことから、特例措置に基づき、標準報酬月額を改定を行い、その後、同年5月から同年7月までの平均報酬額が当該改定後の標準報酬月額と2等級以上変動していることから、同年8月1日付けで標準報酬月額の改定を行ったものと思われる。」と回答している。

また、申立人から提出のあった平成7年分源泉徴収票の社会保険料等の金額及び平成8年度市・県民税特別徴収税額通知書の社会保険料控除額を見ると、ともに20万107円であることが確認できるところ、申立期間①の標準報酬月額が申立人の主張する給与総支給額であった場合、その標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額とD健康保険組合から提出のあった申立人に係る健康保険の標準報酬月額に見合う健康保険料控除額の合計額（雇用保険

料額を除く。)は、20万7,798円となり、また、申立期間①の標準報酬月額が7年2月1日付け改定前の標準報酬月額と同額(14万2,000円)であった場合も、当該合計額は、21万3,408円となり、いずれも当該源泉徴収票等の社会保険料等の金額を上回ることとなるが、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額の場合は、当該合計額は、19万5,918円となり、当該源泉徴収票等の社会保険料等の金額を下回ることとなり、これに雇用保険料額を加算すると、当該源泉徴収票等の社会保険料額に相当する額となることが確認できる。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年6月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年5月1日から同年10月1日まで
② 平成12年12月30日から13年1月16日まで

申立期間①について、「ねんきん定期便」を見ると、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額の記録が実際に受け取っていた給与支給額より低く記録されている。給与支給票を提出するので、申立期間①の記録を訂正してほしい。

申立期間②について、平成12年12月25日支給の給与から、厚生年金保険料が控除されているのに同社における資格喪失日の記録が12年12月30日となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成12年6月1日から同年10月1日までの期間について、申立人から提出のあったA社の給与支給票から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオ

ンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与支給票に記載されている厚生年金保険料控除額から、平成12年6月から同年9月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成12年5月1日から同年6月1日までの期間については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②について、申立人から提出のあったA社の給与支給票から、申立人が平成12年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかし、A社は、「当時の資料は処分してしまったため申立人の勤務期間については不明である。」と回答している上、申立人に係る雇用保険の記録から、申立人の同社における離職日が厚生年金保険被保険者の資格喪失日の前日である平成12年12月29日であることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態について、確認することができない。

また、申立人は、退職日についての記憶が曖昧であり、申立人が名前を記憶する上司及び同僚からは、申立人が申立期間②においてA社に継続勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができない。

なお、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、また、同法第14条において、「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日。」と規定されていることから、申立人の資格喪失日は、平成12年12月30日であると認められ、申立人の主張する同年12月は、厚生年金保険被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月22日及び19年8月9日は45万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月22日
② 平成18年7月22日
③ 平成19年8月9日

平成17年7月、18年7月及び19年8月の賞与から厚生年金保険料の控除がされているのに年金記録に欠落がある。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人が保管するA社に係る平成18年7月22日及び19年8月9日の給与支払明細書（賞与）により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（45万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、「A社は既に破産しており当時の経理の資料は一切所有しておらず確認できない。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人は、A社に係る平成17年7月22日の給

与支払明細書（賞与）を提出しているが、当該給与支払明細書（賞与）には、「平成16年12月」を「平成17年7月」に修正した形跡がある上、元事業主及び当該事業所の顧問税理士事務所は、「17年7月に賞与の支払はしていない。」、「17年7月についての賞与の支給は無い。」とそれぞれ回答しており、当該明細書が、「平成17年7月」のものであるとは認められない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の賞与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年12月から13年9月までを26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から14年7月26日まで

A社に勤務していた期間における報酬月額と標準報酬月額にかい離がある。調査の上、当該標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書、平成13年市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）及び同年分給与所得の源泉徴収票により確認できる保険料控除額から、申立期間のうち12年12月から13年9月までの標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成11年2月から同年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び13年10月から14年5月までの期間の標準報酬月額については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録訂正のあっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成9年7月から11年1月までの期間、同年9月、12年1月から同年11月までの期間及び14年6月の標準報酬月額については、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持していない上、A社は、「当該期間の人事及び社会保険に関する記録及び資料は、法定保管年限を超過したため処分しており、申立人に係る給与及び保険料控除については不明である。」と回答している。

このほか、当該期間に係る給与支給額や保険料控除額を確認できる資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの期間及び11年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から5年3月まで
② 平成11年8月

私は、申立期間①当時は学生で、A県に住んでいた頃、「20歳になれば学生でも年金加入の必要がある。」旨の通知が届いたため、書類に必要事項を記入し、B銀行の口座から国民年金保険料が引き落とされるように手続を行った。また、平成11年8月*日に会社を退職し、同年9月に再就職したが、退職時に国民年金に加入する必要があるとの説明を受けており、妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間②の保険料を納付した。妻は同月の保険料を納付しており、妻が自身の保険料だけを納付し、私の保険料を納付しなかったはずはないのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①当時は学生だったが、自身の口座から国民年金保険料を納付する手続を行い、申立期間②については、会社退職後、申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、妻の保険料と一緒に納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月当時、加入していた厚生年金保険の記号番号で付番されている上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムでC県及びA県内の全てについて申立人の氏名で検索したが、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳において、国民年金手帳記号番号及び国民年金の資格記録の記載は見当たらないことから、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月から9年3月までの期間及び12年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月から9年3月まで
② 平成12年3月

私が20歳に達した平成8年*月から9年3月までは学生だったので、就職する頃に母親が国民年金の加入手続きを行い、まとめて国民年金保険料を納付してくれた。その後、12年3月に会社を退職したので、自身でA市役所に行って国民年金の切替手続きを行い、保険料を納付した。

母親は、生活に必要なお金を延滞したことは無く、私も、会社を退職したときには必ず厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、欠かさず保険料を納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年4月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付し、また、会社を退職した12年3月頃、自身で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間②の保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の基礎年金番号は平成9年2月に払い出されており、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であったものの、A市の国民年金台帳に現年度納付の記録は見当たらず、オンライン記録においても過年度納付の記録は見当たらない。

また、申立期間②について、申立人に対する国民年金の資格取得勧奨が、平成12年9月21日付けで行われていることがオンライン記録で確認できることから、申立人の国民年金加入手続きは当該日以降に行われたものと推認され、同年3月の会社退職直後に切替手続きを行い、当該期間の国民年金保険料を納付し

たとする申立内容とは符合しない上、A市の国民年金台帳及びオンライン記録において、同年4月から同年11月までの保険料を同年11月2日に現年度納付した記録が確認できるものの、申立期間②の保険料を過年度納付したとする記録は見当たらない。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から同年11月までの期間、13年3月から同年10月までの期間、14年3月から同年9月までの期間、14年11月、同年12月、15年2月及び同年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月から同年11月まで
② 平成13年3月から同年10月まで
③ 平成14年3月から同年9月まで
④ 平成14年11月及び同年12月
⑤ 平成15年2月及び同年3月

私は、平成9年に申請免除制度があることを知り、それ以後、毎年免除申請を行っている。平成8年から住宅ローンの借入金があり、契約社員として短期間で働いていたが、低収入だったため生活は苦しかった。老後が心配だったので、年金受給権を得ようと努力していたにもかかわらず、申立期間が申請免除期間とされていない現在の年金記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年度、13年度及び14年度について、国民年金保険料の免除申請を行っていたので、申立期間①から⑤については、免除されているはずであると主張している。

しかしながら、平成12年度について、申立人が平成12年3月21日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴う国民年金の資格取得日は、13年10月22日付けで追加入力されていることがオンライン記録により確認できることから、平成12年度当時、申立人は、国民年金に未加入であったものと推認され、当該年度の国民年金保険料の免除申請ができなかったものと考えられる。

また、平成13年度について、申立人の所持する平成13年1月頃の預金通帳

の写しによると、同年1月31日に市民税4期分として2,000円が引き落とされていることが確認できることから、申立人に対して平成12年度の市民税が賦課されていたものと推認できるところ、この当時の保険料免除基準（改正平成11年6月16日庁保発第22号）では、「被保険者に、その年度分の市町村民税が賦課されていないときは、当該被保険者の保険料は免除すること。」とされており、申立人は、当該年度の国民年金保険料について、免除申請を行ったとしても承認されなかったものと推認できる。

さらに、平成14年度について、申立人は、平成14年4月26日にA市役所で当該年度の国民年金保険料免除申請（免除申請区分「半額」）を行っているものの、申立人に係る前年の所得額が免除承認基準を超えていたため、同申請が却下されたことが確認できる上、申立人は、当該年度のうち、同年10月及び15年1月の国民年金保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立期間は3年度にわたっており、同一人に対して複数回の免除申請の記録が全て欠落するとは考え難く、オンライン記録においても、申立期間の国民年金保険料が免除された記録は見当たらない上、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から52年3月まで

私は、20歳当時は学生で姓は「A」であったが、母親（「B」姓）が国民年金の加入手続をC町役場で行い、国民年金保険料も納めてくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月にD市において「B」姓で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日により、同年3月頃に申立人の加入手続が行われたものと推認されることから、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金加入手続が行われた時点からみて、申立期間の一部の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、過年度納付の記録は見当たらない上、申立人及びその母親からも保険料を遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の氏名について「A」姓を含む複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から55年3月まで

私は、昭和49年1月にA社を退職後、B市役所C出張所で国民年金の加入手続を行った。その後、何回か集金人に国民年金保険料を納付したが、アルバイト等をして生計を立てていたため、保険料を納付できなくなった。55年4月から、D市で親戚が経営するE店に就職が決まり、未納になっていた保険料を同市役所の窓口でまとめて納付したと思う。納付していたはずの申立期間が未納とされており、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和49年1月頃にB市役所C出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に数回納付した後、55年4月にD市役所で未納となっていた保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年12月にD市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人に係る同市の国民年金被保険者カードの記録には、同年11月23日に届出したことが記録されていることから、申立人は同日に加入手続を行ったものと推認でき、この加入手続時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びD市の国民年金被保険者カードにおいて、昭和57年12月に55年4月から56年3月までの国民年金保険料4万5,240円を過年度納付した上、58年1月に、56年4月から57年3月までの保険料5万4,000円を過年度納付し、57年4月から同年12月までの保険料4万6,980円を現年度納付している記録が確認できる

ものの、申立期間の保険料を納付した記録は見当たらない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成元年 3 月までの期間、同年 8 月から同年 10 月までの期間及び同年 12 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 12 月から平成元年 3 月まで
② 平成元年 8 月から同年 10 月まで
③ 平成元年 12 月から 2 年 3 月まで

私は、A社を退職後、昭和 63 年 12 月頃にB市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、郵送されてきた納付書により近所の金融機関で毎月納付していた。その後も、会社を退社した際は、同市役所で国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付していた。間違いなく手続きを行って保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 12 月に会社を退職した後、B市役所で国民年金の加入手続を行い、その後も、会社を退職後は同市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①、②及び③について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 4 年 12 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人はこの頃に加入手続を行ったものと推認され、この時点では、当該期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間①及び②について、申立人に係るB市の国民年金マスターチェックリストでは、平成 4 年 11 月 20 日を届出日として国民年金被保険者資格

の取得が記録されている上、申立期間③については、オンライン記録において、19年10月12日付けで国民年金被保険者資格を追加入力した記録が確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金の被保険者として管理されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から5年1月まで

私は、「ねんきん特別便」を見て、社会保険事務所（当時）で年金記録の照会を行ったところ、申立期間が未納となっていることが分かった。

学生期間の国民年金保険料については、母親が兄妹3人分を納付したと聞いており、私の申立期間の保険料のみ未納となっている年金記録はおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年4月に申立人の妹と連番で払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該加入手続の時点では、申立期間のうち一部は既に時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、上記国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料を同年11月4日に過年度納付し、5年2月及び同年3月の保険料を7年3月28日に過年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、当該納付日において、申立期間は既に時効による納期限を経過していることから、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から53年3月まで

私は、「ねんきん特別便」を見ると、申立期間の年金記録がおかしかったので、何度も記録照会を行ったが未納と回答された。

しかし、申立期間の国民年金については、昭和48年4月に、当時、私と同居していた伯母宛てに私の母親から国民年金の加入について問い合わせがあり、届出をしていなかった伯母が慌てて市役所で加入手続を行い、同時に47年11月から48年3月までの国民年金保険料を遡って納付したと聞いている。また、同年4月以降の保険料は、伯母が自身の保険料と一緒にA出張所で納付しており、49年4月からは、兄も含めて3人分の保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間の私の保険料のみが未納となっている記録はおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その伯母が昭和48年4月に、市役所で国民年金の加入手続を行い、その際、47年11月から48年3月までの国民年金保険料を納付し、以降の保険料は、伯母自身の保険料と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年12月に払い出されていることが確認できる上、B市の国民年金被保険者台帳によると、申立人は、同年11月14日に国民年金に係る資格取得の届出を行っていることが確認でき、48年4月に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の状況から、当該時点において、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することはできず、昭和51年10月以降は過年度納付が可能であるものの、上記B市の国民年金被保険者台帳及びオン

ライン記録のいずれにおいても、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない上、申立人が所持する 52 年 4 月から 53 年 3 月までの 3 部つづり（納付書・領収証書、領収控、領収済通知書）の過年度納付書には、領収印が無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、昭和 48 年 4 月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿システムにおいて、申立人の婚姻前の姓を C 県内で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人の伯母が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から4年3月まで

私が平成元年9月に家業を継ぐために会社を退職した後、同居していた母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。母親に確認したところ、申立期間の国民年金保険料について、両親の保険料と一緒に銀行又は郵便局で定期的に納付していたとしている。

申立期間について、両親の保険料は納付済みであるのに、私の納付記録が無く未納とされていることについて、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を定期的に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年2月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間のうち、元年12月以前は既に時効により保険料を納付できない期間である上、2年1月から3年3月までの保険料は過年度納付することが可能であったが、申立人の母親及び申立人から遡って納付したとの主張は無い。

また、申立人の国民年金加入手続が行われた時点からみて、申立人は、平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料を現年度納付することが可能であったが、A市の国民年金収滞納一覧表において当該期間を現年度納付した記録は見当たらない上、申立人に対して、5年2月に保険料の納付書が作成されていることがオンライン記録で確認できるものの、当該納付書により納付された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月、同年9月、同年10月、50年5月から同年9月までの期間及び51年10月から52年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年8月
② 昭和49年9月及び同年10月
③ 昭和50年5月から同年9月まで
④ 昭和51年10月から52年10月まで

私は会社を退職し、再就職した昭和49年7月頃、妻が国民年金保険料を支払うために、A県B市役所で厚生年金保険から国民年金への切替を行った。その後も、妻が厚生年金保険との切替手続きを行い、国民年金保険料と国民健康保険料を一緒に納付していたのに、申立期間が空白期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年7月以降、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失する都度、申立人の妻が国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年5月に払い出されていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名をA県内で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和55年4月7日に国民年金の資格取得に係る届出を行ったことが確認できることから、国民年金の加入手続について、申立内容とは符合しない上、同被保険者名簿において、申立期間に係る国民年金の資格記録は見当たらず、申立期間はいずれも国

民年金に未加入の期間であることから、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から同年9月までの期間及び61年5月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年3月から同年9月まで
② 昭和61年5月から同年10月まで

私は、昭和61年5月頃、親に勧められて、A市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、60年3月から同年9月までの国民年金保険料は、遡って納付した。その後は、送付されてきた納付書により、同市役所で定期的に納付していた。

1か月1万円弱の保険料納付は大変だったが、将来のために納付してきた。納付の度に年金手帳を持って行き、係の人に漏れが無いように確認してもらっていたにもかかわらず、申立期間の記録が無いことに納得できない。よく調べて記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年5月頃に市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を遡って納付し、その後、送付されてきた納付書により、申立期間②の保険料を定期的に納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認される上、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日 昭和61年5月9日」と記載されていることが確認できることから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人が国民年金の加入手続を行った上記の時

点（昭和 63 年 12 月頃）では、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、上記の国民年金加入手続以降に、昭和 63 年 3 月の国民年金保険料（月額 7,400 円）及び同年 4 月から同年 11 月までの保険料（月額 7,700 円）を遡って納付していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から60年3月までの期間及び同年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年6月から60年3月まで
② 昭和60年7月から61年3月まで

私が20歳になった頃、母親が国民年金の加入手続を行い、私又は母親が、毎月、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和57年頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立人又はその母親が、毎月、集金人に申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日より同年2月頃に申立人の加入手続が行われたものと推認されることから、申立内容と符合しない上、この時点では、当該期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、一部の期間は過年度納付が可能であったものの、A市の国民年金過年度収滞納一覧表及びオンライン記録において、当該期間に係る過年度納付記録は見当たらず、申立人からも遡って保険料を納付したとの主張は無い。

また、申立期間②について、申立人の国民年金加入手続が行われた時点からみて、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったが、A市の昭和60年度の国民年金収滞納一覧表において、当該期間に係る現年度納付記録は見当たらない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を重複納付したことから、当該期間の国民年金保険料は 60 年 4 月から同年 6 月までの保険料として充当されていることが確認でき、申立人に係る A 市の昭和 60 年度の国民年金収滞納一覧表において、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料を現年度納付した記録は見当たらないことから、当初、申立期間①、②及び上記の充当期間は、連続した未納期間であったものと推認できる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人及びその母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2622 (事案 1347 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から51年10月まで

申立期間の国民年金保険料について、昭和43年9月から50年3月までは、私の母が、店に来ていた国民年金の集金人に、母、店で働いていた姉夫婦及びいとこと一緒に私の保険料を納付してくれていたが、いところが店を辞めた50年4月に、母から自分で保険料を納付するように言われたので、A市役所B支所の窓口で、毎月、自身で保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立人の実母が母自身、姉夫婦及び申立人の合計4人分の国民年金保険料を集金人にまとめて納付してくれていたとしているところ、4人がそろって保険料を納付している時期が見当たらないこと、ii) 国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月に払い出されており、当該時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できないこと、iii) 国民年金手帳記号番号払出簿において、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月30日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和50年3月までは申立人の母親が、その母親自身、姉夫婦、いとこ及び申立人の合計5人の国民年金保険料を集金人に納付してくれ、50年4月以降は、申立人自身がA市役所B支所の窓口で保険料を納付したとしており、そのことについて、申立人の姉及びいとこを証言者として再申立てを行っている。

しかしながら、申立人の主張及び申立人の姉及びいとこの証言から、再申立

てに係る申立内容を裏付ける周辺事情は見当たらず、そのほか当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から4年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から4年9月まで

私は、平成4年の秋頃、A市役所から国民年金へ再加入の勧奨を受けたので加入手続を行い、同じく勧奨に従って、申立期間の国民年金保険料を再加入時からの毎月の保険料と併せて同市役所で納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年の秋頃、A市役所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を分割で納付していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のB町からA市への住所変更は平成6年11月22日に行われており、申立人が所持する年金手帳にも、同日付けで再交付された記載が確認できることから、申立人は、同日にA市において国民年金の再加入に係る手続を行ったものと推認され、当該日では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間直後の平成4年10月及び同年11月の国民年金保険料を時効による納付期限月の6年11月22日に過年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から9年3月まで

私が20歳の頃、父親が国民年金の加入手続を行い、両親の国民年金保険料と一緒に、私の保険料についても父親名義の口座を利用して納付してくれていた。私の年金記録は、20歳から平成9年3月まで未納とされているが、父親の預金通帳を見ると、7年3月以降について保険料の口座振替が記帳されているので、申立期間の年金記録確認を申し立てることとした。申立期間の保険料納付を証明する父親の確定申告書（控え）も提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の頃に申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立人の両親の国民年金保険料と一緒に、申立人の父親名義の金融機関口座を利用して、口座振替で申立期間の保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は払い出された記録が無く、平成9年5月に基礎年金番号が付番されていることがオンライン記録で確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、オンライン記録で申立期間に係る過年度納付記録は見当たらず、申立人から遡って納付したとの主張も無い。

また、申立人の父親名義の預金通帳を見ると、平成7年1月及び同年2月は二人分の国民年金保険料の口座振替が記帳されており、同年3月からは3人分の保険料の口座振替が確認できるものの、申立人の兄は、同年1月以降に申立人の両親と同居し、同年2月から17年11月に厚生年金保険被保険者資格を取

得するまで国民年金保険料を納付済みであることから、上記の口座振替が申立人の申立期間に係る納付記録であるとは特定できない。

さらに、申立人から提出されたその父親に係る平成7年、8年及び9年分の確定申告書（控え）を見ると、社会保険料控除金額に記載されている国民年金保険料額は、7年及び8年分については3人分の現年度保険料の合計額と一致しており、9年分については、オンライン記録で同年4月以降に納付記録が確認できる申立人を含む4人分の現年度保険料額と一致していることから、申立人は、申立期間の保険料を納付しなかったものとみるのが相当である。

加えて、上記の確定申告書（控え）を除き、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から同年12月まで

私は、平成元年9月に結婚し、A市に転居後、国民年金に未加入の通知を受けたので加入手続を行い、その際、未納であった6か月の国民年金保険料を同市役所の窓口で一括納付したのに、未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転居後、国民年金の加入手続を行い、その際、同市役所の窓口で、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年12月に払い出されている上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、同名簿は同年12月1日に作成されていることが確認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、当該加入手続の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、元年11月及び同年12月については過年度納付が可能であるものの、A市によると、同市の窓口では、国庫金となる過年度保険料を収納していなかったとしており、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から59年3月まで

私は、昭和58年12月頃、A支所へ婚姻届を提出に行った際、国民健康保険の手続とともに、夫婦の国民年金の加入手続も行った。年金手帳を持っていなかったため、共済組合記録票を提示したところ、年金手帳に氏名、被保険者になった日を記載して交付してもらった。老後が心配だったので、国民年金には必ず加入し、申立期間の国民年金保険料も納付したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した昭和58年12月に、夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月、納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年7月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行なわれたものと推認できることから、加入手続の時点において、申立期間は過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間を過年度納付した記録は見当たらず、申立人から遡って保険料を納付したとする主張も無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から63年3月まで

私は、結婚していた頃は生活が苦しかったため、国民年金保険料を納付していない期間があったが、離婚後、生活が落ち着いてからは保険料を納付しようと思い、遅れながらも申立期間の保険料を納付してきた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、遅れながらも納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が昭和61年12月から居住しているA市の国民年金保険料検認状況一覧票によると、昭和61年度の同検認状況一覧票に申立人の氏名は見当たらず、62年度の同検認状況一覧票によると、昭和62年4月から63年2月までは空欄であり、同年3月は市外転居と記録され、当該年度の国民年金保険料を現年度納付した記録は見当たらない上、オンライン記録において、申立期間の保険料を過年度納付した記録も見当たらない。

なお、申立人から提出された「確認申立書」に、「昭和61年2月頃、7,000円位を納めた。そのあとは遅れながら払った。」と記載されているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の昭和63年4月及び同年5月の国民年金保険料を同年10月27日に、同年6月及び同年7月の保険料を同年12月2日に、同年8月及び同年9月の保険料を平成元年2月2日に、昭和63年10月から同年12月までの保険料を平成元年3月2日にそれぞれ納付していることが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から10年3月まで

私は、平成10年2月に結婚したのを契機として、同年6月にA市役所で未納分の全ての国民年金保険料を納付しようとしたが、2年以上は時効により納付できないと説明を受けたので、遡って納付可能な2年分の保険料をまとめて納付したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年6月に申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、その際、遡って納付可能な2年分の国民年金保険料を一括で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の基礎年金番号は、平成10年6月に付番されていることがオンライン記録により確認でき、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認されるものの、この時点では、申立期間のうち、8年4月の保険料は既に時効により納付できない。

また、申立人の納付記録を見ると、申立人は、平成10年8月から国民年金保険料を毎月納付し、同年4月から同年7月までの4か月の保険料を11年2月23日に現年度納付しており、申立人に対して同年11月4日付けで過年度納付書が作成されていることがオンライン記録により確認できることから、当該日において、申立期間のうち、9年10月から10年3月までに未納期間があったものと推認され、申立人の妻が国民年金の加入手続を行った10年6月に、2年分の保険料を一括で遡って納付したとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から51年3月まで

私は、それまで勤務していたA社を退職後の昭和49年5月頃、B役所で国民年金の加入手続を行い、その際、窓口の職員に国民年金保険料を2、3か月分納付した。その後は、夫又は義母が、3か月ごとに自宅で集金人に、私たち夫婦及び義母の保険料を一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料は納付されているはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年5月頃、B役所で国民年金の加入手続を行い、その際、窓口の職員に国民年金保険料を2、3か月分納付し、その後は、申立人の夫又は義母が、夫婦及び申立人の義母の保険料を集金人に一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年1月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、加入時期についての申立内容と符合しない上、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付することができない。

また、C市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人の国民年金保険料納付が開始された昭和51年度の国民年金保険料については、申立期間の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫及び義母は共に3か月ごとに集金人に納付しているのに対し、申立人は昭和52年3月25日に納付書で一括納付していることが確認でき、納付方法についての申立内容とも符合しない。

なお、昭和 52 年度からは、申立人、その夫及び義母の国民年金保険料の納付方法（納付書納付）及び納付年月日は一致していることが確認できる。

さらに、申立人の夫又は義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から55年3月まで

私が20歳となった昭和54年*月頃、母親がA役所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、私のアルバイト収入の中から保険料を母親に渡し、母親が、3か月ごとに自宅に来た集金人に、両親の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料は納付されているはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和54年*月頃、申立人の母親が、A役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、3か月ごとに集金人に、申立人の両親の保険料と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認でき、加入時期についての申立内容と符合しない。

また、B市では、昭和51年度をもって国民年金保険料の集金人制度が原則として廃止されていることが確認できる上、同市の国民年金収滞納一覧表によると、56年度からは、申立人及びその両親の保険料の納付方法（口座振替）及び納付年月日は一致していることが確認できるものの、申立人の保険料納付が開始された55年度の保険料については、申立期間の保険料と一緒に納付していたとする申立人の両親は共に口座振替で納付しているのに対し、申立人は

昭和 56 年 1 月 24 日及び同年 3 月 31 日に納付書で納付していることが確認でき、納付方法についての申立内容とも符合しない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から56年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、私が大学2年生の20歳になった際、父から国民年金に加入するという旨の話を聞いており、年金記録がおかしいので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親から国民年金に加入するという旨の話を聞いたことから、申立期間の国民年金保険料を納付してくれているはずであると主張している。

しかしながら、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索を行ったが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、申立人の父親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から3年3月まで

私の母が、わざわざ私の20歳の誕生日前日の平成元年*月*日に、A市で国民年金の加入手続を行い、その場で1回目の国民年金保険料を納付し、その後は、口座振替か納付書で納付してくれていたのに、納付記録が無いのはおかしいので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、20歳になる誕生日の前日の平成元年*月*日に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年5月に払い出されていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名をB県内で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、元年*月に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人の国民年金の資格取得日は平成3年4月1日と記録され、申立人が所持する年金手帳においても、初めて被保険者となった日に同日の記載があることから、上記国民年金手帳記号番号が払い出された時点まで、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人に係る平成元年*月*日の国民年金被保険者資格の取得及び同年4月1日の資格喪失の記録は、3年6月18日に追加入力されたものである

ことがオンライン記録により確認でき、当該入力時点では、申立期間のうち元年2月から同年4月までの国民年金保険料は既に時効により納付できない。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から62年3月まで

私の夫が昭和62年頃に市役所で国民年金の加入手続を行ってくれたが、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付することは大変であったので、市役所の窓口で相談の上、分割して納付することとし、市役所で発行された納付書により、44か月分の保険料を毎月、5,000円ずつA郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和62年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料(44か月分)を毎月、5,000円ずつ分割で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年1月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、申立内容と符合しない上、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、国民年金保険料は、申立人が主張するような任意の金額(5,000円)に分割して納付することはできない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月から平成3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月から平成3年2月まで

私が20歳になったときから、母が国民年金保険料を納付してくれていた。弟が20歳になったときにも、母は弟の保険料を納付しており、その記録が残っているにもかかわらず、私の記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名をA県内で検索したが、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、オンライン記録においても、申立期間に係る国民年金の資格記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であることが確認でき、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月、同年4月、14年7月から15年4月までの期間及び17年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年3月及び同年4月
② 平成14年7月から15年4月まで
③ 平成17年10月から同年12月まで

申立期間①及び②について、私の母が、A市役所又は同市役所B支所で、私の国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間③については、私が保険料を納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、申立人の母親が国民年金保険料を納付してくれており、申立期間③については、申立人自身が保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立期間に係る国民年金の資格取得及び資格喪失の記録は、平成11年11月18日付けで追加入力されていることがオンライン記録により確認できることから、当該日まで、申立期間は国民年金に未加入の期間である上、当該日において、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付することはできないことから、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立期間は平成14年4月以降の期間であり、国民年金保険料の収納業務が国に一元化されているため、申立期間の保険料をA市で納付することはできないことから、申立内容とは符合せず、オンライン記録によると、申立期間②直前の14年6月の保険料を、時効による納期限最終日の16年7月30日に過年度納付した記録は確認できるものの、申立期間の

保険料を納付した記録は見当たらない。

さらに、申立期間①、②及び③について、申立期間当時の国民年金保険料の収納事務は電算処理により取り扱われており、保険料の納付書は機械印字され、OCR（光学式文字読取機）により記録入力されることから、これらの納付記録が複数回も欠落するとは考え難い。

加えて、申立人及びその母親が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から同年12月まで

私は、申立期間当時、大学に通うためA市に住んでいたが、実家の父が、私と姉の国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立期間の国民年金保険料を、申立人の姉の保険料と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の基礎年金番号は、平成10年1月16日付けで付番されている上、申立人の所持する年金手帳は、同日に交付されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該加入手続の時点では、申立期間のうち一部は既に時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、平成10年2月12日に、申立期間直後の8年1月から9年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認でき、この時点では、申立期間は時効による納期限が経過していることから、申立人の父親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から56年12月まで

私が20歳の頃は大学生であったが、当時、父親から、「私の会社に入社するまで、国民年金保険料は払っておく。」と言われたことを記憶している(昭和51年7月から54年3月まで)。

大学卒業後、すぐに父親の会社に入社し、毎月給料日の翌日にA銀行(現在は、B銀行)C支店の営業の人が保険料を集金に来てくれていた(昭和54年4月から56年12月まで)。

申立期間の保険料納付記録が無いことに納得できないので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生であった20歳の頃(昭和51年*月)から卒業までは申立人の父親が国民年金保険料を納付し、卒業後は申立人自身が毎月集金に来る金融機関の営業担当者を通して保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付することはできず、一部の期間は過年度納付することが可能であったものの、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において過年度納付の記録は見当たらない上、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

また、申立期間のうち、昭和56年4月から同年12月までの国民年金保険料は現年度納付によることになるが、申立人に係るD市の国民年金収滞納一覧表において、当該期間を現年度納付した記録は見当たらない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から平成2年3月まで

私たち夫婦の国民年金は、夫が加入手続を行い、夫婦の国民年金保険料は、夫の銀行預金口座から口座振替で納付していたのに、申立期間が夫婦共に未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が夫婦の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に口座振替により納付していたと主張している。

しかしながら、申立人夫婦は、昭和52年12月頃に国民年金に加入し、申立期間直前の59年9月までの国民年金保険料を現年度納付していることが、申立人夫婦に係るA市の国民年金被保険者台帳において確認できるものの、申立期間の保険料を現年度納付した記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の記録及びオンライン記録とも一致している。

また、オンライン記録において、申立人夫婦に対して平成2年7月7日付けで納付書が作成されていることが確認でき、同年3月以前の国民年金保険料の未納期間について過年度納付書が発行されたものと推認されるが、夫婦共に当該期間を過年度納付した形跡は見当たらない上、申立人夫婦から保険料を遡って納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらず、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から平成2年3月まで

私たち夫婦の国民年金は、私が加入手続を行い、夫婦の国民年金保険料は、私の銀行預金口座から口座振替で納付していたのに、申立期間が夫婦共に未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が夫婦の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に預金口座から口座振替により納付していたと主張している。

しかしながら、申立人夫婦は、昭和52年12月頃に国民年金に加入し、申立期間直前の59年9月までの国民年金保険料を現年度納付していることが、申立人夫婦に係るA市の国民年金被保険者台帳において確認できるものの、申立期間の保険料を現年度納付した記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の記録及びオンライン記録とも一致している。

また、オンライン記録において、申立人夫婦に対して平成2年7月7日付けで納付書が作成されていることが確認でき、同年3月以前の国民年金保険料の未納期間について過年度納付書が発行されたものと推認されるが、夫婦共に当該期間を過年度納付した形跡は見当たらない上、申立人夫婦から保険料を遡って納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらず、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から51年3月まで

私が20歳の頃、母親が国民年金の加入手続を行ってくれ、母親から、「国民年金保険料を納付しているので安心するように。」と何回か言われたことを覚えている。その後、母親から、保険料の納付を止めたという話を聞いたことはないので、申立期間の保険料を引き続き納付してくれていたと思う。

震災で実家が全焼し、母親も亡くなっているので、保険料の納付を証明するものは何も無いが、未納とされていることについて、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和45年*月頃に申立人の母親が国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間のうち、49年3月以前は既に時効により保険料を納付できない期間であり、同年4月以降は過年度納付することが可能であったが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間の過年度納付記録は見当たらず、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、A社会保険事務所（当時）管内において、昭和45年3月4日から46年3月29日までに払い出された国民年金手帳記号番号（1,926件）について確認を行うも、当該期間に申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は無く、オンライン記録及び国民年金

手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の同手帳記号番号は見当たらない。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことがわかる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から52年3月まで

私は、大学を卒業した昭和48年に、年金手帳と1年分の納付書が自動的に送られてきた。国民年金保険料は、自宅近くの郵便局で、国民健康保険と一緒に納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年に、年金手帳と1年分の納付書が送られてきたので、国民健康保険料と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月に払い出されたことが確認できることから、当該時点において、申立期間のうち一部は既に時効により保険料を納付できず、50年4月から52年3月までについては、過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間を過年度納付した記録は見当たらない上、申立人からも保険料を遡って納付したとの主張は無い。

また、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人に係る記録は、昭和51年度までは作成されていないことが確認できることから、同市において、それまでは国民年金被保険者として管理されていなかったものと推認できるほか、52年度の同収滞納一覧表の異動理由欄には、新規取得を示す「11」と記録されている上、申立人は、昭和52年4月から同年9月までの国民年金保険料を、同年10月26日に現年度納付したことが確認できるなど、上記払出しの状況と一致しており、これらの記録内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から51年3月まで

私は、20歳で仕事を辞めて専門学校に行くようになったため、昭和46年*月頃に母親が国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料は、近くの銀行で納付していたことを記憶しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年*月頃、申立人の母親が、国民年金の加入手続を行い、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない上、国民年金の加入時点で申立期間の大部分は既に時効により保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間は未納であることが確認できる上、申立期間当時の住所地であるA市B地区における申立人に係る国民年金被保険者名簿も見当たらないことから、当時、申立人は国民年金被保険者として管理されていなかつたものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年3月まで

私が昭和48年2月に結婚して間もない頃、社会保険事務所（当時）の職員が来て、国民年金に加入するように勧められた。その際、遡って国民年金保険料を納付することもできると聞いたので、義母にお金を借りて、夫婦共に20歳に遡って保険料を納付した。

記録を確認したところ、遡って納付したはずの保険料が夫婦そろって未納とされていることが分かった。納付記録が消えてしまっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した昭和48年2月頃に国民年金の加入手続を行い、申立人の元夫と共に20歳に達した時期に遡って申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、この時期は、第2回特例納付実施期間（49年1月から50年12月まで）中であり、申立期間の保険料を特例納付することが可能であったが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿において、同年3月31日に昭和47年度及び48年度の保険料を遡って納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料を特例納付したとする記録は見当たらない。

なお、申立人の昭和47年4月から同年12月までの国民年金保険料は、厚生年金保険被保険者期間が判明したことによる重複納付のため、平成19年6月

に還付されている。

また、申立人と一緒に 20 歳に達した時期まで遡って国民年金保険料を納付したとする申立人の元夫も、昭和 47 年度及び 48 年度の保険料を遡って納付していることが確認できるものの、特殊台帳及び A 市の国民年金被保険者名簿において、申立期間を含む昭和 47 年 3 月以前の保険料を特例納付したとする記録は見当たらない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人及びその元夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から51年3月まで

私は、昭和49年12月に会社を退職後、国民年金に加入していなかった。54年にそれまでの未加入の期間の国民年金を埋めるべく、母親に国民年金保険料を預け、A市の集金人を通じて遡って納付した。同年の前半の時期に、50年1月から54年4月までの保険料を1年分ぐらいずつ納付し、未納期間がなくなり安堵したことを覚えている。その後何度か、社会保険事務所（当時）で確認してきたが、その都度、問題無しとの回答だったので安心していましたが、現在の記録は、申立期間が未納となっている。よく調べて、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年にA市で国民年金に加入し、申立人の母親に国民年金保険料を預け、それまで納付していなかった50年1月から54年4月までの保険料について、集金人を通じて1年分ぐらいずつ遡って納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年2月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、この時点は、第3回特例納付実施期間（53年7月から55年6月まで）内であり、申立期間の保険料を特例納付することは可能であったが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間後の昭和51年度、52年度及び53年度の保険料について、昭和54年3月、同年5月及び同年6月に各1年度（12か月）ずつ過年度納付していることが確認できるものの、申立期間を特例納付したとする記録は見当たらない。

また、A市では、申立期間当時、特例納付についても、希望があれば同市の集金人が納付の代行を行っていたとしているが、申立人に係る同市の国民年金被保険者カードにおいても、申立期間の国民年金保険料を特例納付したことをうかがわせる記載は見当たらない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間に係る保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から同年4月まで

申立期間の国民年金保険料については、納付場所や納付金額についての記憶は無いが、私の妻が納付していたはずである。しかし、年金記録を確認すると、納付した記録となっておらず納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の再加入手続を行っていることが必要であるが、当時の国民年金被保険者名簿である特殊台帳において、申立期間に係る国民年金被保険者資格は確認できない上、申立人が所持する昭和47年5月12日付け発行の国民年金手帳によると、国民年金の記録欄に、申立期間に係る資格記録の記載は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、申立人の妻は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から58年9月までの期間及び61年11月から平成4年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年11月から58年9月まで
② 昭和61年11月から平成4年3月まで

私は、会社を退職後の昭和56年11月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行ったところ、国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、同市役所年金課で相談し、失業によって納付不可能と認められ、納付書は廃棄するように指示された。このことを申立期間①及び②中については、毎年繰り返し、免除されたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の昭和56年11月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行ったところ、国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、同市役所で相談し、失業によって納付不可能と認められた。申立期間①及び②の保険料は免除されたはずであると主張している。

しかしながら、申立人が国民年金保険料の免除申請を行うには、国民年金被保険者資格を取得することが必要であり、その前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、A市の国民年金マスターチェックリストによると、申立人の国民年金加入届出日は、平成4年3月23日と記載され、同年4月から同年10月までの国民年金保険料を納付するとともに、同年11月から免除期間（ただし、同年11月から5年3月までについては、その後、追納）となっていることが確認

でき、オンライン記録とも一致することから、申立期間①及び②は未加入期間であり、申立期間の保険料は免除申請できなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録により、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から50年3月まで

私は、大学在学中の昭和48年頃、役所から年金加入の案内が届き、私の母が、A市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付は、私か、私の母が毎月納付していたと思う。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされているので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立人又はその母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月に払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記払出しの時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、昭和48年10月以降は過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳には、当該期間を過年度納付した記録は見当たらず、申立人から遡って保険料を納付したとする主張も無い。

さらに、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から同年4月までの期間及び同年6月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月から同年4月まで
② 平成5年6月から6年3月まで

私が20歳となった平成5年*月頃、母親が、A役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を、姉の分と一緒に、銀行等において納付書で納付してくれていた。申立期間①及び②の保険料は母親が納付してくれたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった平成5年*月頃、申立人の母親が、A役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を、申立人の姉の分と一緒に、銀行等において納付書で納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年7月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、加入手続についての申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間の保険料を納付するには過年度納付によることになるが、申立人から遡って保険料を納付したとの主張は無い。

また、申立期間①及び②について、申立人の母親が国民年金保険料と一緒に納付書で納付していたとする申立人の姉については、申立期間当時は口座振替で保険料を納付していることがB市の国民年金収滞納一覧表により確認でき、納付方法についての申立内容とも符合しない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、納付済みである申立期間①及び②の間の平成5年5月の国民年金保険料については、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に伴い、重複納付された7年4月の保険料が、同年6月29日に、未納であった当該月の保険料として充当処理（残額は還付済み）されたため納付済みとなったものであることが、オンライン記録により確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から16年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から16年2月まで

結婚後の平成13年5月頃、元夫が、A市役所で同市役所の偉い人に直接会って、私の国民年金の加入手続きを行い、私が20歳となった7年*月から13年5月までの国民年金保険料として15万9,600円を納付してくれた。この保険料を用意してくれた母親の当時の家計簿にも、その金額の記載がある。また、その後の同年6月から16年2月までの国民年金保険料も、元夫が納付してくれたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年5月頃、申立人の元夫が、A市役所で同市役所の偉い人に直接会って、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間のうち13年5月までの国民年金保険料として15万9,600円を納付し、同年6月以降の保険料も納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立期間のうち、平成7年8月から13年5月までについて、申立人が所持する年金手帳の交付年月日欄には「平成13年5月2日」と記載されていることから、この日に国民年金の加入手続きが行われたと推認できるものの、当該期間の国民年金保険料額は、申立人が納付したと主張する保険料額とは大幅に異なる上、上記の国民年金の加入時点では、当該期間の一部は既に時効により保険料を納付できないほか、A市役所では国庫金である過年度保険料を納付できず、当該期間の保険料は納付されなかったものと考えられる。

また、申立期間のうち、平成13年6月から16年2月までについて、申立人は、当該期間の国民年金保険料についても、申立人の元夫が納付してくれたと

主張しているが、申立人は当該期間の保険料納付には関与しておらず、申立人の元夫に照会したが回答は無く、オンライン記録においても当該期間の保険料納付は確認できない。

さらに、申立人の元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月1日から20年8月15日まで

私は、在学中に勤学動員され、A社（現在は、B社）で昭和18年1月1日から20年8月15日までの期間、工員として勤務したが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「在学中に勤学動員され、A社で昭和18年1月1日から20年8月15日までの期間、工員として勤務した。」と主張している。

しかしながら、厚生年金保険法は、昭和19年6月1日に施行（保険料控除は同年10月から）されており、申立期間のうち同日から前の期間は、同保険法の適用となる前の期間である。

また、申立人は、当時の同僚、上司及び保険事務担当者等の氏名を記憶していないため、これらの者に申立期間における申立人の勤務実態について照会することができず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、所在が確認できた元女性従業員33人に申立人の勤務実態について照会したものの、回答のあった20人全員が、「申立人に記憶が無い。」と供述している。

さらに、B社は、「申立人に係る勤務実態及び保険料控除の有無について確認できる資料の保管は無く、不明である。」と回答している。

加えて、A社に係る被保険者名簿により、昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した女性従業員1,202人を把握したが、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 1 日から 13 年 6 月 1 日まで

私は、平成 12 年 3 月 1 日から 13 年 5 月 31 日まで A 社で勤務していたにもかかわらず、その期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の A 社の元代表取締役が「申立人は、申立期間を通して同社に継続勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたこと、及び厚生年金保険料の納付漏れを遡って訂正することを後任の代表取締役が確約した。」旨記載し、署名・押印した書面を所持している。

しかしながら、当該元代表取締役は、「書面は申立人から提供され、内容を十分には確かめずに署名・押印した。」と回答している上、後任の代表取締役は既に死亡しており、また、当時の事務担当者へ照会したものの回答が得られず、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立人の記憶する上司、元同僚は、申立期間において国民年金の被保険者であったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成 12 年 3 月 2 日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年同月分の保険料を納付した後、同年 4 月以降の期間については、全額免除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 53 年 10 月 1 日まで

私は昭和 52 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 30 日まで A 社（現在は、B 社）に継続して勤務し厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、国の記録によると申立期間の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の回答、申立人の元夫及び仲人の証言並びに申立人の陳述内容から判断すると、申立人が申立期間の頃から、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の同資格取得日は昭和 53 年 10 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致する。

また、B 社では、「申立人の当時の雇用形態はパートタイマーであったと思われる。保険料控除を確認できる資料は無いが、厚生年金保険に加入していない期間に、従業員の給与から保険料を控除することは無い。」と回答している。

さらに、申立期間に係る申立人の雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成 7 年 1 月から同年 7 月までは、預金通帳における給与振込額と比べて、標準報酬月額が低すぎるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しによると、申立期間においてA社から給与と思われる毎月の振込みが確認でき、同振込額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、A社の元同僚二人から提出された預金通帳の写しによると、申立期間当時、A社から給与と思われる毎月の振込みが確認でき、同振込額は、申立人同様、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時の給与明細書を保有していない上、A社は、「当時の厚生年金保険料の控除額等が分かる関係資料は保存されていない。」と回答しているため、申立人の申立期間における同保険料の控除額等について確認することができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月20日から24年11月12日まで

私は、昭和23年4月20日から、A船にB職として乗船したにもかかわらず、24年11月12日からしか船員保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A船の元同僚の証言から、申立人が同船舶に乗船していたことは推認できるものの、勤務期間について具体的な証言を得ることはできない。

また、A船の所有者であるC外5名に係る船員保険被保険者名簿によると、同所有者が船員保険の適用事業所となったのは、昭和24年11月12日であることが確認でき、申立期間は適用事業所となる前の期間である上、申立人が申立期間に同船舶と一緒に乗船したとする元同僚二人は、申立人と同様に、上記新規適用日に船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A船の船舶所有者であるC氏は、既に死亡しているため、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月頃から 60 年 10 月頃まで

私は、申立期間にA社（現在は、B社）で勤務していた。給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員一人は、「申立人が当該事業所で勤務していた。」と証言しているものの、B社は、「昭和44年7月から60年10月までの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届を確認したが、申立人の氏名は確認できない。念のため申立期間に在籍していた社員及び役員に確認したが、当該社員及び役員は、『申立人の名前も覚えていない。』と証言していることから、申立人は、当社には在籍していなかったと思われる。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）から、申立期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を有し、所在の確認できた8人に照会し、4人から回答を得たところ、そのうちの3人は申立人を覚えておらず、残りの一人は申立人を覚えているものの、申立人の厚生年金保険への加入状況等を確認できる証言や証拠は得られない。

さらに、申立期間において、上記の被保険者原票に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない上、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 12 年 1 月 1 日まで
申立期間当時、私は、A社の事業主として、少なくとも45万円の月給を受け取っていたはずであるが、国の年金記録では、同期間の標準報酬月額が15万円とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成10年4月1日から12年1月1日まで、少なくとも45万円の月給を受け取っており、国の年金記録上の標準報酬月額15万円は低すぎる。」と主張している。

しかし、A社の顧問税理士が保管する平成11年10月の標準報酬月額定時決定に伴う同社の被保険者報酬月額算定基礎届によると、申立人の報酬月額は15万円と記載されており、オンライン記録と一致することが確認できる。

また、上記の顧問税理士が保管する申立人の平成10年分及び11年分の所得税確定申告書に記載されたA社からの給与額及び社会保険料控除額は、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額及び同月額から算出した厚生年金保険料額とおおむね一致している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月10日から同年6月15日まで
② 昭和27年6月10日から同年12月25日まで
③ 昭和34年3月2日から同年5月18日まで

私のA社B工場（現在は、A社）、C社及びD社の3事業所での厚生年金保険被保険者記録が無い。事業所によっては、事業主から厚生年金保険に加入するかどうかを尋ねられ、私の希望で加入しないこともあったが、この3事業所ではそういうことは無く、当然に厚生年金保険に加入していたものと思う。調査の上、記録を回復していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社B工場で勤務した。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立人の勤務を示す資料も、厚生年金保険の加入を示す資料も、見つからなかった。」と回答している上、申立期間①に同社で厚生年金保険被保険者記録（以下「被保険者記録」という。）を有し、所在が確認できた元従業員に照会したものの、申立人の勤務実態についての証言を得ることができない。

また、申立人は、元同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者に聞き取り調査を行うことができない。

さらに、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に申立人の氏名は確認できない上、申立期間の健康保険整理番号に欠番も無く、申立人の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「C社で勤務した。」と主張している。

しかしながら、申立期間②にC社で被保険者記録を有し、所在が確認できた元従業員15人に照会し、8人から回答があったものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について明確な証言は得られない。

また、上記8人のうち4人が、「C社では試用期間があり、この期間は社会保険に入っていなかった。私も、試用期間には年金記録が無い。」と証言しており、それぞれの被保険者記録から、試用期間は2か月から4か月であったことが確認できる。

さらに、C社は、「申立人の勤務記録は見つからない。」と回答している上、同社に係る被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、申立期間の健康保険整理番号に欠番も無いなど、申立人の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は、「D社で勤務した。」と主張している。

しかしながら、申立期間③にD社で被保険者記録を有し、所在が確認できた元従業員15人に照会し、8人から回答があったものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について明確な証言は得られない。

また、上記8人のうち1人が、「D社では3か月の試用期間があり、この期間は社会保険に入っていなかったと思う。」と証言している。

さらに、D社は既に閉鎖しており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、申立人の勤務実態や保険料控除について確認できない上、同社に係る被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、申立期間の健康保険整理番号に欠番も無いなど、申立人の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

4 このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 55 年 7 月まで

A社において申立期間は、毎年昇給があった期間であり、4年間も標準報酬月額が同額であったとは考えられないので、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が同額であったとは考えられない。」と主張している。

しかし、A社は、「申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、不明である。また、B健康保険組合にも確認したが、同様に不明である。」と回答している。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の同僚 22 人の標準報酬月額を確認したところ、このうち 11 人については、昭和 52 年及び 53 年について標準報酬月額が下がっていることが確認でき、9 人については、3 年ないし 4 年間標準報酬月額が同額で推移していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額の推移が不自然であるという事情も見当たらない。

さらに、A社の上記被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は見当たらず、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月 9 日から 59 年 8 月 9 日まで
② 昭和 59 年 8 月 9 日から 62 年 3 月 9 日まで

私は、A地にある会社の紹介で、昭和 57 年 3 月 9 日から 59 年 8 月 9 日まで、仲間 3 人と B 社で勤務した（申立期間①）。

その後、B社が倒産したので同業種のC社に転職し、昭和 59 年 8 月 9 日から 62 年 3 月 9 日まで勤務した（申立期間②）。

しかし、国の年金記録では、上記の期間の厚生年金保険加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B社の所在地や元取締役の氏名を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、昭和 55 年 1 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①はそれ以後の期間であることが確認できる。

また、B社は、昭和 55 年に廃業し、同社の元事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、C社の元事業主及び複数の元同僚は、「申立人は当社の社員ではなく、当社の下請業者として出入りしていた。」と証言しており、申立人が申立期間に同社で勤務していたことを確認することができない。

また、C社の元事業主は、「申立人は当社の社員ではないため、当社において厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していない。」と回答して

いる。

さらに、申立期間①及び②については、B社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名の記載は確認できない上、健康保険整理番号に欠落は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月3日から34年9月12日まで
② 昭和34年9月12日から36年4月30日まで

国（厚生労働省）の記録では、A社（現在は、B社）を退職後、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人には記録上、未請求となっている申立期間②後の厚生年金保険被保険者期間があるものの、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間①及び②の被保険者期間を通算して算出され、支給月数及び支給額に誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和36年10月18日に支給決定されているほか、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険出張所（当時）へ回答したことを示す「回答済 36.9.13」の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4031

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 26 日から 42 年 6 月 17 日まで
私は、A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いとされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A社に勤務し社会保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、B事務センターは、「適用事業所名簿を検索した結果、A社が適用事業所であったことを確認できない。」と回答している上、申立人は、「事業所の従業員は、事業主を含めて3人であった。」と供述していることから、当時、当該事業所は、厚生年金保険法の適用を受ける必要の無い非適用事業所であったことが考えられる。

また、A社の所在地を管轄する法務局は、「法人登記簿に該当する事業所は見当たらない。」と回答しており、事業主に照会を行うことができない上、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないため、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、公共職業安定所は、「申立期間については雇用保険の被保険者記録は見当たらない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月2日から22年9月27日まで
国（厚生労働省）の記録では、A社B支店を退職後、脱退手当金を受給した記録となっているが、その記憶は無いので、支給記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を示す「給付種類 脱」、「資格期間 11」、「支給金額 249」、「支給年月日 22.11.11」等と記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給月数及び支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和22年11月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給された当時は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ老齢年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が当時脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、上記の厚生年金保険被保険者台帳には、当該期間に係る脱退手当金が支給されたことがうかがわれる記載が認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 5 日から 33 年 5 月 18 日まで
② 昭和 34 年 5 月 26 日から 37 年 11 月 7 日まで

私は、A事業所及びB社（現在は、C社）の厚生年金保険被保険者期間について調べたところ、脱退手当金が支給されていると聞いて驚いた。脱退手当金を請求した覚えが無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和38年6月25日に支給決定されている上、当該支給決定日以前の被保険者期間の全てを計算の基礎としており、その支給月数に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人のA事業所及びB社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者番号払出簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4034 (事案 275、2076 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 15 日から 36 年 12 月 16 日まで
年金記録確認第三者委員会から、事業主による代理請求が行われたとの回答をもらったが、A社に問い合わせたところ、「会社には書類は残っていない。」との回答だった。

脱退手当金は昭和 37 年 2 月 25 日に支給されたことになっており、その前月の 1 月に結婚しているが、夫も私も受給した記憶はない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、i) 申立人が申立期間において勤務していたB社(現在は、A社)においては、申立人を含め退職者の脱退手当金について、事業主による代理請求が行われていたものと考えられること、ii) 申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無いなど、支給決定に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 20 年 12 月 10 日付けで通知が行われている。

また、その後、申立人は、申立てに係る事業所で勤務していた元同僚二人から話を聞いてほしいとして再度申立てを行ったため、当委員会では、当該元同僚二人に照会したものの、i) 当該二人のうちの一人は、本人が脱退手当金の請求手続を行った旨証言しているものの、当該元同僚の資格喪失月は、申立人の資格喪失月から 8 年 8 か月後の昭和 45 年 8 月であり、申立人とは時期が相違すること、ii) 残りの一人は、照会文書を送付しても回答が得られないものの、オンライン記録によると、脱退手当金を受領していることが確認でき、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、これについても既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないと

の判断を行った旨、平成 22 年 9 月 6 日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、「年金記録確認第三者委員会から、事業主による代理請求が行われたとの回答をもらい、A社に問い合わせたが、「会社には書類は残っていない。」との回答だった。もう一度同社本社の課長から話を聞いてほしい。」と主張して、申立期間に係る脱退手当金は受給していないとして再々申立てを行っている。

しかしながら、申立人から新たな関連資料及び周辺事情の提示は無い上、申立人が話を聞いてほしいとするA社の課長から聴取しても、「当時の書類が残っていないので、脱退手当金の代理請求を行っていたかどうか不明である。」と回答しており、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理でなく、一応確からしいこと」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存年限が経過してこれらの書面は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている従業員のうち、同社に係る被保険者期間が2年以上あり、申立人の資格喪失月の前後1年程度の期間内の資格喪失者の多くに脱退手当金の支給記録が確認できること、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から2か月半後に支給決定されており、一連の事務処理に不自然な点は見当たらないことなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 29 日から 40 年 9 月 29 日まで

私は、申立期間当時、A社（B営業所）に勤務していた。申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱 C」の押印が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給月数及び支給額に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。また、支給額が支給月数に比例していることがわかつた。また、支給額が支給月数に比例していることがわかつた。また、支給額が支給月数に比例していることがわかつた。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前後の厚生年金保険被保険者期間があるが、それぞれ申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 1 日から 43 年 12 月 11 日まで
脱退手当金を受け取った覚えは無い。詳しく調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性被保険者で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 12 月 11 日の前後約 3 年以内に被保険者資格を喪失した 20 人のうち、脱退手当金の受給要件を有し 6 か月以内に他の公的年金に加入している者を除く 6 人（申立人を除く。）について脱退手当金の支給記録を確認したところ、4 人に支給記録が確認でき、そのうち 3 人については、被保険者資格喪失日の 6 か月以内に支給決定がなされている上、支給決定記録が確認できる 4 人のうち、所在が確認できた 3 人に照会したところ、そのうちの一人は、「会社の説明を聞いて脱退手当金をもらおうと思い、会社に書類の作成とその請求手続を依頼した。」と証言していることを踏まえると、事業主による代理請求が行われていた可能性が考えられる。

また、前述の申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 44 年 5 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申

立期間と未請求期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該未請求期間に係る脱退手当金の支給が無いことに不自然さはない。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 20 日から 39 年 3 月 1 日まで
国の年金記録では、A社の退職後に、同社で勤務した申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当時、脱退手当金という制度を知らなかったし、受給した記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年6月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、B市の国民年金被保険者台帳管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年10月27日に払い出されていることが確認できるところ、39年2月にA社を退職後、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、国民年金の加入手続を行っていないことが確認でき、申立人は、市からの連絡により国民年金に加入したと思う旨を供述していることを踏まえると、当時、申立人が年金に対して高い認識を持っていたとはいえ、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の記号番号で管理されている上、当該期間の番号が統合処理されたのは平成11年1月以降であることが確認できることから、当該期間が未請求となっていることについて不自然さは無い。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 24 日まで
② 昭和 43 年 5 月 1 日から 45 年 4 月 24 日まで

国の年金記録では、A社で勤務していた昭和 37 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 24 日までの期間及びB社で勤務していた同年 5 月 1 日から 45 年 4 月 24 日までの期間の脱退手当金が支給されたことになっているが、受給していないと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によれば、昭和 46 年 5 月 22 日にC社会保険事務所（当時）に提出され、同年 7 月 13 日に脱退手当金が支払われた旨の記載が確認できる。

また、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 7 月 28 日まで

私は、中学校を卒業後、昭和 29 年 4 月 1 日から A 社（後に B 社）で現場作業員として働いていたのに、厚生年金保険被保険者資格取得日は 30 年 7 月 28 日となっている。入社当初の記録が欠落しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び申立人が申立期間後に勤務した二つの事業所の人事記録又は履歴書の職歴欄の記載により、申立人は申立期間に A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は既に解散している上、当時の代表取締役の所在を確認できないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、同期入社と同級生 1 人を含む 4 人の元同僚の氏名又は姓を記憶しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に当該 4 人の氏名又は姓の被保険者記録は見当たらない上、当該同期入社と同級生によると、「私は申立人と同時期に入社し、1 年程度勤務したが、その間、厚生年金保険に加入していない。保険料が控除されていたかは覚えていない。」と証言している。

さらに、A 社において申立期間の前後に厚生年金保険被保険者記録を有し、所在が確認できた 16 人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、12 人から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言等は得られない上、このうち申立人を記憶する一人は、「申立人は、申立期間当時、日雇勤務だった。私も入社から

1年から1年半程度の期間は日雇勤務であったが、日雇だった期間は、厚生年金保険に加入していない。加入していない期間に保険料が控除されていたかは覚えていない。」と証言している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の資格取得日は、いずれも昭和30年7月28日と記録されており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 53 年 11 月 1 日から 56 年 2 月 4 日まで

A社及び同社の資金援助により私の伯父が設立したB社(現在は、C社)に勤務した期間の船員保険の標準報酬月額と給与の報酬月額に相違がある。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び申立期間②のうち昭和 53 年 11 月 1 日から 55 年 1 月 1 日までの期間について、申立人は、当該期間の給与明細書等を保有していない上、A社及びC社は、当該期間の保険料控除額を確認できる資料等を保管していない旨それぞれ回答していることから、申立人のその主張する報酬月額及び船員保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間において、A社及びB社に係る船員保険被保険者資格を有する4人(申立人及び申立人の伯父を含む。)の標準報酬月額について確認したところ、申立人のみが他の3人と比べて著しく低いとは言い難い上、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な処理も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び申立期間②のうち昭和 53 年 11 月 1 日から 55 年 1 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②のうち昭和 55 年 1 月 1 日から 56 年 2 月 4 日までの期間について

ては、申立人から提出された 55 年 2 月から 56 年 2 月までの給与明細書及び 55 年分給与所得の源泉徴収票により、当該期間における事業主が源泉控除していたと認められる船員保険料控除額及び報酬月額が確認できるところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間における事業主が源泉控除していたと認められる船員保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額より低いか又は一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録訂正のあっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年11月1日から27年2月末まで
② 昭和29年1月6日から31年12月末まで
③ 昭和61年2月1日から平成4年8月6日まで

私は、昭和24年11月1日から27年2月末までの期間はA社（現在は、B社）で勤務したが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無く、また、28年8月1日から31年12月末までの期間はC社で勤務したが、被保険者記録は29年1月6日までしか無く、さらに、61年2月1日から平成4年8月6日までの期間はD社（現在は、E社）からF社に派遣され勤務したが、当該期間の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和24年11月1日から27年2月末までの期間はA社において勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社によると、「申立期間に係る資料は無く、申立期間当時の事業主にも確認できず、申立人が当社に勤務していたかどうかについては不明である。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に被保険者資格を取得している元従業員56人のうち、連絡先の判明した11人に照会したところ、6人から回答があり、そのうち一人は、「申立人を記憶しているが、勤務期間については分からない。」、残る5人は「申立人を記憶していない。」とそれぞれ供述しており、申立人の申立期間における勤務実態等について具体的な供述を得ることができない。

さらに、上記名簿によると、昭和24年10月29日から27年6月1日までの期間に厚生年金保険の資格を取得した者は37人確認できるが、申立人

の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番はない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和 28 年 8 月 1 日から 31 年 12 月末までの期間は C 社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間当時の事業主の親族によると、「申立期間の資料が無いため、申立人の勤務期間等については確認できない。申立人の氏名には記憶があるが、申立人の厚生年金保険の加入等については分からない。」と回答している上、同社に係る被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している元従業員 13 人のうち、連絡先の判明した 6 人に照会したところ、4 人から回答があり、全員、「申立人を記憶しているが、勤務期間については分からない。」と供述しており、申立人の勤務期間等について具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び C 社に係る被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 28 年 8 月 1 日に資格を取得し、29 年 1 月 6 日に資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している上、当該事業所に係る被保険者名簿の備考欄には、「証返納済」と記載されていることが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、「昭和 61 年 2 月 1 日から平成 4 年 8 月 6 日までの期間は、D 社から F 社に派遣され勤務していた。」と主張している。

しかしながら、E 社によると、「申立期間当時の書類は、保存年限が経過しているため、現存しておらず、申立人の勤務実態等については確認できない。」と回答している。

また、G 社に係る被保険者名簿により、当該事業所が適用事業所となった平成 2 年 12 月 11 日から 3 年 3 月 1 日までの間に被保険者資格を取得している元従業員 25 人のうち、連絡先の判明した 15 人に照会したところ、8 人から回答があったが、申立人を記憶している者はいないため、申立人の勤務期間等について供述を得ることができない。

さらに、上記 8 人のうち、3 人は、「他の事業所に派遣されていた。」と供述しているところ、そのうち申立人同様 F 社に派遣されていたとしている二人は、「D 社の厚生年金保険の加入については、本人の希望により加入させる取扱いだった。」と供述し、別の事業所に派遣されていた一人も、「厚生年金保険の加入については本人の希望だった。」と供述していることから、D 社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったことがうかがえる。

加えて、G 社に係る被保険者名簿によると、平成 2 年 12 月 11 日から 4 年 8 月 6 日までの期間に被保険者の資格を取得した者は 389 人確認できるが、申立人の氏名は確認できない上、健康保険記号整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 43 年 8 月 31 日まで

私は、昭和 39 年 5 月頃、A 事業所にアルバイトとして入社し、同年 8 月頃から同社社員となり、43 年 8 月頃まで継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が欠落している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B 市 C 地区 D にあった A 事業所で E 業務及び F 業務をしていた。」と主張しているところ、オンライン記録によると、G 県内において「A 事業所」が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない上、所在地を管轄する法務局において、法人登記も見当たらない。

なお、類似する名称の H 社の事業所所在地及び業務内容などが、申立人が勤務していたと記憶する A 事業所と一致しており、申立人の勤務していた事業所は、A 事業所ではなく H 社であった可能性がうかがえることから、申立期間において、同社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員 7 人に照会したところ、4 人から回答があり、そのうちの一人が申立人を記憶しており、申立人は、期間は特定できないものの、当該事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、H 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表取締役は、「平成 7 年に廃業しているため、申立てどおりの届出及び保険料納付を行っていたかについては不明である。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、H 社及び同社の前身である I 社に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、申立期間において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当た

らない。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4043

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 1 月 1 日まで
国の年金記録では、私がA社で役員として勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の閉鎖登記簿から、申立人は申立期間に同社の役員として在籍していたことが確認できる。

しかし、A社の顧問税理士が保管する同社に係る平成 14 年 4 月、同年 5 月及び同年 7 月の給与明細一覧表によると、申立人は、上記の期間に給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、上記の顧問税理士が保管する平成 14 年 10 月の標準報酬月額定時決定に伴う同社の被保険者報酬月額算定基礎届によると、申立人は厚生年金保険の被保険者として届出されていないことが確認できる。

さらに、B保険協会における健康保険の加入記録によると、申立人は、平成 14 年 4 月 18 日から 15 年 1 月 1 日まで夫の被扶養者の認定を受けていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 27 日から 48 年 6 月 5 日まで

私は、昭和 47 年 10 月 27 日から 48 年 6 月 5 日まで、季節労働者として A 社で勤務していたが、国の年金記録では、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 社の元同僚の証言から、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 10 月 27 日から 48 年 4 月 14 日までの期間について、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社の元事業主は、既に死亡している上、申立期間当時の同社の社会保険事務担当者は所在不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、申立期間に申立人と一緒に A 社で勤務していたとする元同僚は、「同社では厚生年金保険に加入させてもらえず、国民年金に加入していた。」と証言しているところ、オンライン記録等によると、申立人は、申立期間を含む昭和 47 年 5 月から 48 年 5 月まで国民年金に加入し、保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4045 (事案 21、304、1584 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 2 月 1 日から 23 年 8 月 24 日まで
② 昭和 23 年 8 月 24 日から 24 年 11 月 20 日まで
③ 昭和 25 年 2 月 28 日から 27 年 3 月 1 日まで
④ 昭和 27 年 9 月 2 日から 29 年 1 月 10 日まで
⑤ 昭和 29 年 7 月 1 日から 30 年 1 月 1 日まで

年金記録によると、私が役員として経営に参画していたA事業所（その後、「B事業所」に改組）での厚生年金保険被保険者期間は、昭和 24 年 11 月 20 日から 25 年 2 月 28 日までとなっているが、私は同事業所に、設立時の 22 年 2 月 1 日から 27 年 2 月 28 日まで継続して在籍していたので、申立期間①、②及び③も厚生年金保険被保険者であったはずである。

また、C社での被保険者期間は、昭和 29 年 1 月 10 日から同年 7 月 1 日までとなっているが、私は 27 年 9 月 2 日から 29 年 12 月 31 日まで同社に在籍していたので、申立期間④及び⑤も被保険者であったはずである。

いずれの事業所についても、在籍期間に比べ厚生年金保険の被保険者期間が短すぎる。再度申し立てるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 20 年 3 月 3 日付けで通知が行われている。

また、その後、申立人は、申立てに係る事業所で勤務していた元同僚から事実関係を確認してほしいとして再度申立てを行ったため、当委員会では、当該元同僚等から証言を得たが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見

当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年12月24日付けで通知が行われている。

さらに、申立人は、従来 of 申立てと同様に、自身が申立てに係る事業所で勤務していた申立期間については、厚生年金保険被保険者であったはずであり、被保険者記録を訂正すべきであるとして再々度申立てを行ったが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年3月29日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、これまでの申立てと同様に、i) 申立人自身が社会保険事務所(当時)に対する届出や保険料納付を行ったにもかかわらず、申立人や他の従業員に関する記録は廃棄され、保険料が職員により着服されていること、ii) 昭和61年に社会保険事務所から発行された申立人の年金記録に係る書面において、24年11月からの被保険者記録に係る事業所名として、23年8月に組織変更される前の事業所名であるA事業所と記載されていたことが、申立期間①当時に厚生年金保険に加入する手続きをしていたことを示す証拠であること、iii) その後、数度にわたり社会保険庁(当時)及び社会保険事務所から発行された同様の書面において、当該事業所の名称が変遷していることが不正行為の証拠であること、iv) 第三者委員会が調査のために入手した紙台帳等は、社会保険事務所が不正に作成したものであるから、当該紙台帳等に基づき行われた審議結果には納得できないことなどを主張し、4回目の申立てを行っている。

しかしながら、申立人から新たな事情は提示されなかった上、これまでの調査結果等を改めて精査しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 19 日から 40 年 8 月 22 日まで
② 昭和 41 年 2 月 11 日から同年 5 月 29 日まで

申立期間①及び②について、私の年金記録を確認したところ、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、脱退手当金を受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①（53 か月）及び②（3 か月）の2つの厚生年金保険被保険者期間を合算した 56 か月を基礎として計算されており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえはない。

また、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 15 年 7 月 13 日から 16 年 10 月 1 日まで
② 昭和 16 年 10 月 1 日から同年 12 月 10 日まで
③ 昭和 18 年 9 月 2 日から 19 年 3 月 7 日まで
④ 昭和 19 年 4 月 7 日から同年 5 月 2 日まで
⑤ 昭和 19 年 10 月 11 日から 20 年 4 月 1 日まで
⑥ 昭和 43 年 9 月 6 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社に入社し、B社（現在は、C社が継承）を退職するまでの期間について、勤務は継続しており給与の支払及び保険料の控除もあった。船員保険被保険者記録に空白があることに疑義がある。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人が所持する履歴書の記載内容から、申立期間①から⑥までについて、継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、申立期間①から⑤までについて、昭和 20 年 4 月 1 日前には、「適用船舶に乗り組むため雇用されている者で、船内で使用されていない者（予備船員）」について、船員保険の適用が無かったところ、申立人は既に死亡しており、申立人の申立期間①から⑤までにおける乗船及び下船の状況、元同僚の氏名等について聞き取りを行うことができない。

また、申立期間⑥についても、申立人の退職時の状況及び元同僚の氏名等について聞き取りを行うことができない。

2 申立期間①について、A社に係る申立期間①当時の船員保険被保険者名簿

は無く、元乗組員に申立人の勤務実態について聞き取りを行うことができない。

また、A社が保管する申立人に係る船員保険台帳によると、申立人は、昭和15年5月1日（船員保険法の施行日は同年6月1日）に同被保険者資格を取得し、同年7月11日に同資格を喪失しており、申立人の保険料控除は6月のみ行われていることが確認でき、同社は、「申立人の船員保険については、同人に係る船員保険台帳どおりである。」と回答している。

2 申立期間②から⑤までについて、D社に係る申立期間②から⑤までの船員保険被保険者名簿により、それぞれの申立期間に同被保険者資格を有する元乗組員の所在を確認することができないため、これらの者に申立人の勤務実態について聞き取りを行うことはできない。

また、上記被保険者名簿によると、申立人は、昭和19年5月2日から同年10月11日までの期間について、「E丸」に乗船していたことが確認できるところ、申立人を含む少なくとも12人の乗組員については申立人と同日に同被保険者資格の取得及び喪失が行われていることが確認できる上、「E丸」に係る資料によると、同船は、同年5月に竣工し、同年10月*日に沈没していることが確認できる。

さらに、D社（現在は、F社）は、「昭和42年1月末、外航海運集約化により、申立人ほか250人は、B社に移籍した。その際に一切の資料を移管したため当社には残っていない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除の有無について確認できない。

3 申立期間⑥について、B社に係る船員保険被保険者名簿により申立期間⑥に同被保険者資格を有し、所在が確認できた元同僚5人に申立人の勤務実態について照会したものの、複数の元同僚は、「申立人に記憶はあるが、勤務期間及び船員保険の加入については不明である。」旨、それぞれ証言している。

また、C社は、「当社が保管する申立人の船員保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和43年3月17日に同被保険者資格を取得し、同年9月6日に同資格を喪失していることが確認できる。このほか申立人に係る資料の保管は無く、不明である。」と回答しており、当該記録はオンライン記録と一致する。

4 このほか、申立人の申立期間①から⑥までにおける船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から⑥までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月21日から同年11月1日まで

私は、昭和40年9月にA社（現在は、B社）に入社し、66歳になるまで継続して勤務し、65歳まで厚生年金保険料を支払っていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社において、65歳まで厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と主張しているが、B社によると、「申立期間当時の賃金台帳等は、破棄されており現存していないが、申立人は60歳となった時点で、一旦厚生年金保険の受給手続きを行い、その後、厚生年金保険被保険者資格を再取得したのではないかと。また、当社は、申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料の控除を行っていない。」と回答している。

また、B社から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は平成元年4月21日に被保険者資格を喪失し、同資格取得確認通知書によると、申立人は同年11月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、申立人から提出のあった社会保険業務センター所長からの平成7年9月14日付けの裁定通知書・支給額変更通知書によると、元年5月に「退職した為」及び同年12月に「就職している為」として申立人に老齢厚生年金額の変更の通知が行われていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月 1 日から 62 年 4 月 1 日まで

私の夫は、A社（現在は、B社）で昭和 61 年 1 月 1 日から勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日が 62 年 4 月 1 日となっており納得できない。記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立代理人から提出されたA社発行の身分証明書により、申立人が申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、「身分証明書の発行については、他の事業所に立ち入り、職務を遂行するという当社の職務上、アルバイト、パートタイマーを含め全ての従業員に携行させるため、この身分証明書をもって正社員であるとは言えない。」とし、「C職に関しては、1年ほどのアルバイト勤務を経てから正社員として雇用し、社会保険に加入させるケースは現在でも多々ある。」と回答している。

また、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知によると申立人が、昭和 62 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険の被保険者資格取得日はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4050 (事案 1258 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から 32 年 3 月 31 日まで

私は、A市B町にあったC社に正社員として勤務し、D業務に従事していたが、厚生年金保険の記録が無いことから、第三者委員会に記録訂正の申立てをしたが、認められなかった。

しかしながら、元同僚のE氏が、入社年月日等の在職期間は正確に記憶していないものの、1年半余り、私と一緒に働いたことは認めており、署名、押印してくれた。同氏は、前回の申立てにおいても私が勤務していたことを証言しているが、もし不明なら直接証言してもよいと言っている。もう一度、審議、検討してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が、C社で共に勤務したと記憶している元同僚(3人)については、いずれも同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において被保険者記録を確認できることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できるものの、i) 同社の現在の担当者は、申立期間当時の関係資料を見ても、申立人の在籍の有無は不明であるとしており、申立人の勤務状況が明確ではないこと、ii) 同社から提出された申立期間当時の出欠簿に氏名が記載されている13人のうち、5人については同社に係る被保険者名簿で氏名が確認できないことなどから、申立期間当時、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられること、iii) 申立人は、同社で雇用保険に加入していたと主張しているが、同社が雇用保険の適用事業所となったのは申立期間後の昭和33年3月17日であり、申立内容と矛盾すること、iv) 同社に係る被保険者名簿において、健康保険の番号に欠番が無く、申立人に係る記録の欠落

をうかがわせる不自然な点も無いこと等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 21 年 12 月 28 日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、「元同僚の E 氏が、C 社において 1 年半余り一緒に働いたことを証言してくれた。」と主張して、再度、申立てを行っている。

しかしながら、当該元同僚から聴取しても、申立人が C 社において勤務していたことは間違いのない旨証言しているものの、申立人の勤務期間を特定することができない上、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除を裏付ける証言は得られない。

また、当該元同僚が C 社の事務担当者として名前を挙げた元従業員に照会したものの、「私は、経理担当ではなかったので、詳しいことは分からない。」と供述している上、当該元従業員が名前を挙げた申立期間当時の経理事務担当者は、既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除についての証言が得られない。

さらに、申立人は、「明確ではないが、C 社における厚生年金保険被保険者証は、同社退職後に勤務した F 社の入社時に提出したように思う。」と主張しているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の F 社に係る同記号番号は、同社における厚生年金保険被保険者資格取得時に払い出されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 1 日から同年 11 月 16 日まで

私は、昭和 52 年 9 月 1 日から同年 11 月 16 日まで A 市 B 事業所に産休代替社員として勤務したが年金記録が無い。調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る A 市 C 会の辞令及び同会が保管する申立人に係る履歴証明書により、申立人が申立期間に同会に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記辞令及び履歴証明書によると、申立人は昭和 52 年 9 月 1 日付けで同日から同年 10 月 31 日までの期間及び同年 11 月 1 日付けで同日から同月 16 日までの期間、A 市 D 職種に任命されているところ、同市 C 会は、「現在は、任用期間が 2 か月を超える場合に任用期間初日から厚生年金保険に加入しているが、申立期間当時は今まで以上に加入基準が厳しく、今回のケースは任用期間が 2 か月以内のため、現在の加入基準にも達していないので、厚生年金保険に加入させてなかったと思う。保険料控除については当時の資料が無く不明である。」と回答している。

また、A 市 C 会に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで

私の勤務していたA社は、平成 7 年 1 月の災害では大きな被害を受けたが、同年 1 月及び同年 2 月の給与は、6 年 12 月までと同額を受け取っているはずなのに、当該月の標準報酬月額は、9 万 2,000 円とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においても平成 6 年 12 月までと同額の給与を受け取っていたはずなので、標準報酬月額も当該月までと同額となるはずである。」と主張している。

しかしながら、A社の元代表取締役、申立期間当時の同社の取締役、及び同社が社会保険業務を委託していたB労務協会に照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等の状況について具体的な供述を得ることができない上、平成 7 年 1 月現在における同社に係る厚生年金保険被保険者のうち、申立人を除く 5 人の元従業員に照会を行ったところ、4 人から回答があったが、そのうち一人は、「申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除額は、それ以前に比べ少なくなったと思う。」と供述している。

また、申立人は、「A社は災害で被災し、通常どおりの業務が行えなかったことから、申立期間当時は毎日出勤してはいなかった。」と供述している上、前述の照会に対して回答のあった二人の元従業員は、「同社は、災害によって発生した火災の被害を受けたことから、申立期間においては通常どおりの業務を行っていなかった。」と供述している。

さらに、法令において、厚生年金保険の標準報酬月額の改定の特例について、

都道府県知事は、同年1月*日において特定被災区域に所在した厚生年金保険の適用事業所の事業が災害による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の同年同月から12月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、厚生年金保険の標準報酬を改定することができるものとされており、オンライン記録によると、同年1月1日時点にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を有する申立人を除く5人の元従業員全員が、申立人と同様に同年4月12日付けで同年1月及び2月の標準報酬月額を9万2,000円（実報酬額は1,000円）に変更する処理を遡及して行われていたことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 1 日から 50 年 3 月頃まで

私は、昭和 48 年 4 月 2 日から 50 年 3 月頃まで A 事業所に継続して勤務していた。しかし、48 年 7 月 1 日から 50 年 3 月頃に退職するまでの厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出された辞令（写し）2 通によると、申立人の採用辞令の発令日は昭和 48 年 7 月 1 日、退職辞令の発令日は 50 年 1 月 31 日であることが確認でき、申立人が申立期間のうち、48 年 7 月 1 日から 50 年 1 月 31 日までの期間において、同事業所で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、昭和 48 年 7 月 1 日から 50 年 1 月 31 日までの期間について、B 共済組合（団体共済部）における加入記録が確認できることから、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、事業所名は確認できないものの、資格取得日が申立人の A 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和 48 年 4 月 2 日）と一致する記録が確認できるところ、その離職日は、上記退職辞令の発令日（50 年 1 月 31 日）と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年8月1日から同年10月1日まで
② 昭和52年9月1日から54年9月1日まで
③ 昭和60年10月1日から61年8月1日まで

申立期間①の標準報酬月額は2万6,000円と記録されているが、前後の期間の標準報酬月額(3万3,000円)と比較して低く記録されていることに納得できない。

また、申立期間②の標準報酬月額は、26万円と記録されているが、私が所持している辞令の記載金額に住宅手当及び家族手当を加えると、当該期間の標準報酬月額は28万円となるはずである。

さらに、申立期間③の標準報酬月額は、44万円と記録されているが、私は当時50万円以上の給与の支払を受けていた。当該期間の標準報酬月額は47万円(当時の上限額)となるはずである。

それぞれの期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、「当該期間の給与額が、前後の期間の給与額と比較して下がったという覚えがない。」と主張している。

しかしながら、申立人は、その主張する標準報酬月額に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)を所持しておらず、A社も、「当時の賃金台帳、源泉徴収簿が現存していないため、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る申立期間①当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後240人のうち、当該期間前と比較して標準報酬月額が低く記録

されている者は、申立人を除き 70 人確認でき、申立人の標準報酬月額のみが他の従業員の取扱いと異なっていたという事情は見当たらない上、当該 70 人のうち、当該期間の標準報酬月額が前後の期間と比較して低く記録され、かつ連絡先が判明した 9 人に照会したところ、4 人から回答を得たが、全員が「当時の給与額と、年金記録（標準報酬月額）に相違は無い。」と回答している。

さらに、申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な点は見当たらず、オンライン記録とも一致している。

- 2 申立人は、申立期間②について、「所持している辞令の記載金額に住宅手当及び家族手当を加えると、当該期間の標準報酬月額は 28 万円となるはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人は、その主張する標準報酬月額に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料を所持しておらず、A社も、「当時の賃金台帳、源泉徴収簿が現存していないため、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社から提出を受けた昭和 52 年 10 月定時決定時の「厚生年金基金加入員標準給与月額算定基礎届」により、申立人の申立期間②に係る B 厚生年金基金宛ての標準報酬月額は、同社から 26 万円として届出がなされたことが確認できる。

さらに、申立期間②について、申立人に係る被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な点は見当たらず、オンライン記録とも一致している。

- 3 申立人は、申立期間③について、「私は、当時 50 万円以上の給与の支払を受けていた。当該期間の標準報酬月額は、当時の上限額である 47 万円となるはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人は、その主張する標準報酬月額に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料を所持しておらず、A社も、「当時の賃金台帳、源泉徴収簿が現存していないため、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間③における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社から提出を受けた昭和 60 年 10 月定時決定時の「厚生年金基金加入員標準給与月額算定基礎届」により、申立人の申立期間③に係る B 厚生年金基金宛ての標準報酬月額は、同社から 44 万円として届出がなされたことが確認できる。

さらに、申立期間③について、申立人に係る被保険者原票を確認しても、

申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な点は見当たらず、オンライン記録とも一致している。

- 4 このほか、申立期間①から③までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①から③までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 9 月から 15 年 6 月まで

私は、平成 11 年 6 月頃から A 社で勤務し、13 年 9 月から厚生年金保険に加入することになった。

預金通帳には、毎月約 20 万円の給与が振り込まれていたにもかかわらず、平成 13 年 9 月から 15 年 6 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しによると、申立期間において A 社から給与と思われる毎月の振込みが確認でき、同振込額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、A 社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した平成 13 年 9 月の標準報酬月額は 9 万 8,000 円で、オンライン記録と一致することが確認できる。

また、当該事業所において申立人と同じ雇用形態であった元従業員の平成 15 年 8 月の給与明細書によると、給与総支給額は、オンライン記録上の標準報酬月額の 2 倍以上の金額であるが、給与から控除されている厚生年金保険料は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合った額であることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間における他の被保険者と比較しても、申立人の標準報酬月額に不自然さは見当たらない。

加えて、オンライン記録には、申立期間に係る標準報酬月額の記録について遡及して訂正が行われたような不自然さは見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 29 日から 35 年 10 月 21 日まで

私は、昭和 33 年に一度退職したが、A社から連絡があり、34年に復職した。復職後は37年8月まで継続して勤務していたにもかかわらず、一部の期間について厚生年金保険の記録が欠落している。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 34 年に復職後は 37 年 8 月まで継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、当時の同僚から、勤務期間について具体的な証言を得ることはできず、申立人の勤務期間を特定できない。

また、商業登記簿謄本によると、A社は既に清算終了している上、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の加入状況について確認することができない。

さらに、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間前後の健康保険証の整理番号は異なっている上、申立人が昭和 34 年 5 月 29 日に同社に係る被保険者資格を喪失した際に、健康保険証を返納した記載が確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 1 日から 12 年 11 月 1 日まで

私は、大学卒業後、A社に勤務していた。申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているが、当時の月額給与は約30万円であったため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社における申立期間の標準報酬月額が、当時支給されていた給与と比べて大幅に少ない記録となっている。」と主張している。

しかしながら、A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主も死亡している上、申立期間に被保険者資格を有する元従業員一人に照会したが回答を得ることができないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が申立期間において30万円から9万8,000円に引き下げられていることが確認できるが、当時、申立人は有給である唯一の取締役として当該事業所(平成12年11月1日全喪)の経営に関与していたことから、標準報酬月額の減額訂正を知り得なかったとは考え難い。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態

であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月から 62 年 8 月まで
② 昭和 64 年 1 月から平成 3 年 9 月まで
③ 平成 3 年 10 月から 5 年 5 月まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び③における標準報酬月額は私が記憶する報酬額と比べて低すぎるし、平成2年12月に、申立期間②に係る標準報酬月額が遡って引き下げられているのもおかしいので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、申立人は、「標準報酬月額が当時支給されていた報酬額と比べて低すぎる。」と主張している。

しかし、申立人は、当時の給与明細書を所持していない上、A社の元役員は、「当時の事業主は、既に死亡しており、当時の関係資料も保管していないため、申立人の申立期間①及び③における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額は不明である。」と回答している。

また、申立期間①については、当該期間にA社で厚生年金保険の加入記録を有する従業員8人と比較しても、申立人の標準報酬月額に不自然さはみられない。

このほか、申立期間①及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録により、当該期間の標準報酬月額は、当初、昭和64年1月から平成元年9月までは30万円、同年10月から3年9月までは38万円と記録されていたところ、2年12月26日付けで、申立人及び代表取締役の標準報酬月額に係る記録が遡って15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、「標準報酬月額の遡及訂正手続が行われたことになっている平成2年頃、A社は経営不振のため、税金や社会保険料を滞納するような状況であった。私が同社の倒産を防ぐため、運転資金を融通したこともあった。」と供述している。

しかし、当時の同僚及び申立人の供述により、申立人は、申立期間②当時、A社において経理や社会保険事務全般を担当していたことが確認できる上、申立人の上記供述のとおり、当該事業所の経営にかかわっており、申立人が、社会保険事務担当者として標準報酬月額の引下げに関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間当時、当該事業所において事業主及び取締役のいずれでもなかったものの、社会保険事務担当者であり、当該事務の執行に当たっていた申立人が自らの申立期間②に係る標準報酬月額の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 31 日から 48 年 1 月 31 日まで
私は昭和 47 年 1 月 31 日から 48 年 1 月 31 日まで A 事業所で正社員として B 職の仕事をしたが、13 か月間全ての年金記録が欠落している。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた元同僚の証言及び当該事業所の回答から判断すると、申立人が A 事業所で勤務をしていたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所が保管する申立人に係る社会保険取得届（写し）及び社会保険喪失届（写し）によると、申立人は、申立期間より前の昭和 46 年 2 月 1 日に入職し、同年同月 27 日に退職していること、及び「健年保喪失」欄には、「取得せず」の記載が確認できる上、当該事業所では、「当時の書類は、当該届しか残っておらず、それ以外の在籍を証明する資料、保険料控除を証明する賃金台帳が無く、確認できない。申立期間は在籍していなかったと思われる。」と回答している。

また、上記の元同僚について、申立人は「同時入職だった。」と供述しているところ、当該元同僚が当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したのは昭和 46 年 1 月であり、47 年 1 月から勤務したとする申立人の主張と相違する。

さらに、雇用保険の記録を確認しても、申立人の当該事業所に係る被保険者記録は見当たらない上、当該事業所の元職員のうち 15 人に照会したところ 6 人から回答が得られたものの、上記の元同僚のほかに、申立人のことを記憶する者はおらず、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況に関する証言が得られない。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名を確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 12 月 31 日から 36 年 10 月 1 日まで
② 昭和 44 年 5 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 6 月 1 日から 43 年 1 月 31 日まで A 社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているのは納得できない。

また、昭和 43 年 6 月 1 日から 56 年 11 月 30 日まで B 社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 31 年 6 月 1 日から 43 年 1 月 31 日まで A 社で継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A 社は、平成 20 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立期間①前後に A 社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員のうち、住所の判明した 17 人に照会したところ、11 人から回答があり、そのうちの一人は、「私が同社の元同僚が設立した社会保険の無い店 (C 社) に移った時、申立人が既にその店にいたと思う。」と証言し、別の一人も、「申立人は、一時期寮にいなかったと思う。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、C 社を設立した元同僚と申立人は、同 1 日付けで A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、C 社の現在の事業主は、「開店当初に申立人は勤務していた

が、いつまで勤務していたかは資料も無いし、覚えていない。」と回答している。

加えて、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び同被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、昭和31年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、33年12月31日に同資格を喪失後、36年10月1日に同社において再度資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している上、31年6月1日から33年12月31日までの期間に係る被保険者名簿の申立人の欄には健康保険証を返納したことを表す「証回収」の記載が確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和43年6月1日から56年11月30日までB社で継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社は、「当時の事業主は既に死亡しており、資料も残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない上、申立期間②当時の事業主の妻は、「詳しく覚えているわけではないが、申立人はD職か何かをしており、一度辞めてまた再就職したような記憶がある。」と証言している。

また、申立期間②前後にB社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員のうち、住所の判明した25人に照会したところ、17人から回答があり、複数の元従業員が、「申立人と一緒に勤務していたが、申立人は自宅でD職をやっていた。」と証言している。

さらに、申立人のB社に係る被保険者原票によると、昭和43年6月1日に被保険者資格を取得し、44年5月1日に同資格を喪失後、47年5月1日に同社において再度同資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している上、43年6月1日から44年5月1日までの期間に係る同原票の「証返納年月日」欄に「44-5-7」の記載が確認できる。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、平成 4 年 9 月頃、A 社へ入社した。入社時は試用期間としてパート勤務だったが、5 年 4 月 1 日から社員となった。しかし、ねんきん特別便により、同年同月の 1 か月分の厚生年金保険の記録が欠落していることが分かったため、申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された社員一覧表により、申立人が平成 5 年 4 月 1 日に正社員として入社したことが確認できる。

しかしながら、上記の社員一覧表によると、申立人の社会保険の加入日は、平成 5 年 5 月 1 日と記録されており、A 社は、「入社と社会保険の加入時期が 1 か月相違するのは確かである。厚生年金保険の保険料は加入月以降の分を給与から控除しており、加入していない月の保険料を控除することはない。」と回答している。

また、上記の社員一覧表に記載されている 22 人について、入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日を確認したところ、申立人を含む 20 人は、入社日と同資格取得日が一致しておらず、入社からおおむね 1 か月から 3 か月程度後に資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記の社員一覧表において、申立人の前後に記録されている元従業員 12 人に照会したところ、回答があった 3 人は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格取得日より前から勤務していた旨供述しているが、給与明細書を保管している者はおらず、資格取得日前における保険料控除について確認することができない。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人の A 社における資格取得日は平成

5年5月1日と記録されており、厚生年金保険の記録と一致する上、上記の12人の資格取得日を確認しても、全員、厚生年金保険の資格取得日と一致することが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月21日から同年5月1日まで
国（厚生労働省）の記録では、A社（B社を経て、現在は解散。）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和29年5月1日となっているが、同年4月21日に同社に入社していることは、私の日記の記載からも明らかであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の日記の記述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は既に解散しているため、申立人の当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる27人について雇用保険の加入記録を照会したところ、雇用保険の資格取得日が確認できた10人のうち7人については、申立人と同様に雇用保険と厚生年金保険との被保険者資格取得日は一致していないことが確認できる。

さらに、上記の被保険者7人のうち、連絡先が判明した4人に対して照会したところ、二人から回答があったものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない上、そのうちの一人は、「入社月の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、当該事業所では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 11 月 1 日まで
② 昭和 42 年 7 月 10 日から同年 9 月 21 日まで
③ 昭和 42 年 10 月 1 日から 44 年 5 月 10 日まで
④ 昭和 44 年 5 月 18 日から 45 年 8 月 1 日まで

申立期間①について、私は、A社（現在は、B社）で勤務し、実績を評価され月給5万6,000円に昇給したことを鮮明に記憶している。オンライン記録の標準報酬月額が私の記憶と相違しているので、調査の上、訂正してほしい。

申立期間②について、私がA社で勤務していた時に、C社の社長と知り合い、引き抜かれて同社に転職した。前職の給与額と同額が支給されるとの約束で転職したのに、オンライン記録の標準報酬月額が相違しているので、調査の上、訂正してほしい。

申立期間③について、D社（現在は、E社）で勤務していた。厚生年金保険被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

申立期間④について、D社で勤務していた時に、取引先であったF社の専務に引き抜かれ、人事部長と面談の結果、前職の給与額と同額を支給すると約束され、夏には同社本店から本社へ配属となり昇給したのに、オンライン記録の標準報酬月額が相違しているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「実績が評価され、月給5万6,000円に昇給したことを鮮明に記憶しており、標準報酬月額が私の記憶と相違してい

る。」と主張している。

しかしながら、B社では、賃金台帳等の保険料控除を確認できる資料は保存していない上、担当者によると、「社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく保険料を超える金額を控除した事実は過去にも聞いたことがない。申立期間①の標準報酬月額の改定（昭和40年10月及び41年10月の定時決定）については、G職には実績に応じた手当が付いていたので、標準報酬月額の算定の基礎となる各年の5月、6月及び7月の給与が少なかったためではないか。」と回答している。

また、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和37年3月1日に資格を取得し、申立期間①に被保険者記録を有する元従業員92人（申立人を除く。）について調査したところ、申立人と同様、申立期間①の始期（40年10月1日）の標準報酬月額が、直前の標準報酬月額より下がった者が19人確認でき、このうち所在が確認できた18人に照会し、回答があった13人全員が、「自身の標準報酬月額が当時の月給と一致しているか否か分からない。」と証言しており、複数の元同僚は、「G職は歩合の割合が大きく、自分の標準報酬月額の記録がおかしいとは思わない。」、「G職は実績に応じて給料が変動していた。会社が届け出た標準報酬月額に基づく保険料を超える保険料を給与から控除していたとは思わない。そのような話を聞いたこともない。」とそれぞれ証言している上、申立人と同年代、かつ、同職種の前同僚と比較して、申立人の標準報酬月額が低額であるとの事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「申立期間①に月給5万6,000円に昇給したことを鮮明に記憶している。」と主張しているところ、B社から提出された申立人に係る人事カードによると、申立期間①中に、申立人の基準内給与額が2回上げられていることが確認できるが、いずれも、当該期間におけるオンライン記録の標準報酬月額を下回っており、同社では、基準内給与額以外の手当を含めて標準報酬月額を届け出たことがうかがえるものの、申立人の主張する月給額が支給されていたことを確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致する上、訂正等がなされた形跡は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「C社の社長に、前職と同額の給与額を支給するとの約束で転職しており、申立期間②の標準報酬月額が相違している。」と主張している。

しかしながら、C社は既に清算終了し、当時の代表取締役は既に死亡している上、当時の取締役及び同社の元代表清算人に照会しても、いずれも「当時の資料は保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険料控除の状況について確認できない上、当時の事務担当者によると、「事務手続について、外部の専門業者に相談して行っていた

ので、間違った届出は行っておらず、届け出た標準報酬月額に基づく保険料より多い保険料を給与から控除するようなことは無い。」と証言している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の健康保険の整理番号の前後9人（昭和42年1月5日から同年9月7日までの資格取得者）及び当時の課長の合計10人の元従業員の生年月日及び標準報酬月額を見ると、申立人と同年代の元従業員と比較して申立人の標準報酬月額が低額であるとはいえない上、当該10人のうち、所在が確認できた7人に照会したところ、回答があった4人のうち二人は、「申立期間②当時の給料額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している。」、残りの二人は「自身の標準報酬月額が当時の月給額と一致しているか否か分からない。」と証言している。

さらに、前述のB社から提出された申立人に係る人事カードによると、申立人のA社退職時の基準内給与額は、申立期間②の標準報酬月額（3万3,000円）とおおむね一致することが確認できる。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致する上、訂正等がなされた形跡は見当たらない。

- 3 申立期間④について、申立人は、「D社で勤務していた時に、取引先であったF社の専務に引き抜かれ、同社の人事部長と面談の結果、前職の給与額と同額を支給すると約束され、夏には同社本店から本社へ配属となり昇給したにもかかわらず、標準報酬月額が相違している。」と主張している。

しかしながら、F社では、「当時の賃金台帳等の資料を保存しておらず、当時の担当者も不明であるため、厚生年金保険に係る届出、保険料控除及び保険料納付は、いずれも不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間④当時の厚生年金保険料控除の状況について確認できない。

また、申立人はF社の入社当時の専務及び人事部長の氏名を記憶しているところ、当該専務は既に死亡している上、当該人事部長によると、「申立人を採用したときにどのような約束であったかは記憶していない。」と証言している。

さらに、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の健康保険の整理番号の前後30人（昭和44年5月18日から同年6月21日までの資格取得者）の資格取得時及び同年10月1日の定時決定時の標準報酬月額を見ると、申立人と同年代の元従業員と比較して申立人の標準報酬月額が低額であるとは言えない上、当該30人のうち、所在が確認できた19人、当時の同社本店勤務者2人及び本社在籍者3人の合計24人に照会したところ、回答があった13人全員が、「自身の標準報酬月額が当時の月給額と一致するか否か分からない。」と証言しており、そのうち3人は、申立人のことを記憶していたものの、申立人が同社本店から本社に異動になった時期を記憶する者はおらず、申立人の主張を裏付ける証言が得られない。

加えて、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額、オンライン記録と一致する上、訂正等がなされた形跡は見当たらない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①、②及び④において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 5 申立期間③について、複数の元同僚の証言により、申立人は申立期間③頃に、D社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和51年12月1日であり、申立期間③は、当該事業所が同保険の適用事業所となる前の期間である。

また、E社では、「当社は昭和51年に厚生年金保険の適用事業所となった。申立期間③当時は、申立てどおりの厚生年金保険に係る届出、保険料控除及び保険料納付は、いずれも行っていない。」と回答している。

さらに、D社が厚生年金保険の適用事業所となった日に、同保険の被保険者資格を取得し、所在が確認できた11人に照会したところ、申立期間③頃から勤務していると回答した3人のうち2人が「申立期間③当時は、同社が厚生年金保険に加入しておらず、同保険に加入するまでは給与から保険料は控除されていなかった。」と証言している上、オンライン記録によると、当該3人全員が、申立期間③の全部又は一部の期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 6 このほか、申立人が申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月 1 日から 31 年 1 月 1 日まで
亡き父は、一日も休むことなく船に乗っていたので、A社B支店とC社の間に空白期間があるはずがない。船員保険の記録を訂正してほしい。
(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録、並びにA社B支店及びC社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 28 年 6 月 1 日にA社B支店に係る船員保険の被保険者資格を喪失し、31 年 1 月 27 日にC社に係る同資格を取得したことが確認でき、申立期間の被保険者記録が確認できないところ、申立人の代理人は、「申立人は、申立期間当時、A社B支店の船に乗って働いていた。」と主張している。

しかしながら、代理人から提出された、申立人が記載したとする職歴に関するメモによると、申立人は、A社を昭和 28 年 7 月に退職し、同年 8 月にC社に入社したことが記載されている。

また、A社は既に解散しており、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立期間にA社B支店に係る船員保険被保険者資格を有する者のうち、連絡先が判明した 14 人に照会したところ、回答があった 7 人に申立人の勤務期間を記憶する者はおらず、申立人が同社を退職した時期を特定できる証言が得られない。

加えて、当該 7 人のうちの 1 人が申立人と同じ船に乗っていたと供述しているものの、当該元同僚のA社B支店に係る船員保険被保険者資格喪失日は、申立人と同日の昭和 28 年 6 月 1 日であることが確認できる上、当該元同僚は、

「漁期は梅雨時に終了して、2か月ほど乗船しない期間があり、乗船していない期間の給料は支払われなかった。」と証言している。

一方、前述のとおり、申立人が記載したメモによると、申立期間のうち、昭和28年8月から31年1月1日までの期間については、申立人は、C社で勤務していた旨記載されている。

しかしながら、C社が船員保険の適用事業所となったのは、昭和30年10月1日であり、申立期間のうち、同日以前は、同社が適用事業所となる前の期間である。

また、C社の現在の事業主は、「船員保険関係の資料は保管していない。申立人が乗船していたのは、死亡した私の祖父が事業主であった時代であり、申立人がいつから働いていたか不明である。」と回答しており、複数の元従業員が記憶する申立期間当時の事務担当者は既に死亡しているため、申立人の同社における勤務実態及び船員保険の加入状況等について確認できない。

さらに、申立期間にC社に係る船員保険の被保険者資格が確認できる者のうち、連絡先が判明した16人に照会したところ、回答があった10人に申立人の勤務期間を記憶する者はおらず、申立人の入社時期を特定する証言が得られない。

加えて、当該10人のうちの1人が、「C社は昭和30年まで船員保険には未加入であった。同社の船団には100人もの船員がいたが、本船であるD丸（*トン）の乗組員のみが同年10月1日から船員保険に加入した。申立人はD丸に乗船しておらず、同船以外の船は小さいので船員保険には加入できなかったはずである。」と証言しており、別の二人が、「申立人はE丸に乗船していた。」「申立人が乗船していたE丸は20トン程度の船であった。」とそれぞれ証言している上、同社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同一日に資格を取得している一人は、「申立人と一緒にF丸（*トン）に乗船していた。F丸は31年1月にできたので、同月から船員保険に加入した。私は、F丸ができるまでは、20トン程度の別の船に乗っていた。」と証言していることから、申立期間当時は、30トン未満の漁船に乗船する船員は、船員保険に加入できなかったことを踏まえると、申立期間のうち、28年8月から31年1月1日までの期間については、申立人は、C社の船に乗って働いていた可能性はうかがえるものの、同社では、船員保険の加入要件を満たしていない船があったこと等により、全ての従業員を船員保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社に昭和 44 年 4 月 21 日に入社し、45 年 9 月末までの 18 か月間勤務した。また、44 年 5 月分給与（給与支払期間は同年 4 月 21 日から同年 5 月 20 日まで）から厚生年金保険料が控除されている上、同年 6 月分給与から、同月分と併せて 4 月分と記載された厚生年金保険料が控除されており、45 年 10 月分給与では保険料が控除されていないものの、合計 18 か月分の保険料が控除されているので、この欠落した 1 か月を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 45 年 9 月 30 日まで勤務した。」と主張しているところ、申立人が所持する給与明細書によると、44 年 5 月分給与（給与支払期間は同年 4 月 21 日から同年 5 月 20 日まで）から厚生年金保険料が控除され、さらに同年 6 月分給与では、同月分と併せて 4 月分と記載された保険料が控除されており、45 年 9 月分給与まで、厚生年金保険加入期間 17 か月に対して 18 か月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人の雇用保険の記録によると、事業所名は確認できないものの、資格取得日が昭和 44 年 4 月 21 日、離職日が 45 年 9 月 29 日である被保険者記録が確認でき、申立事業所に係るオンライン記録と一致する。

なお、厚生年金保険法第 14 条において「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」と規定されており、同法第 19 条において「被

保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 7 月 1 日まで
昭和 58 年 3 月の基本給が 24 万 1,310 円であるにもかかわらず、海外赴任先から帰国後の同年 10 月から 59 年 6 月までの 9 か月間について、標準報酬月額が低額であることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 58 年 3 月の基本給が 24 万 1,310 円であるにもかかわらず、申立期間に係る標準報酬月額が低額であることに納得ができない。」と主張しているところ、申立人が A 社から提供を受けた「職員名簿」によると、同年同月の本給金及び資格給金の合計額が 24 万 1,310 円であることが確認できる上、オンライン記録によると、同年 10 月の標準報酬月額が 14 万 2,000 円であることが確認できる。

このことについて、A 社は、「資料を保管していないので正確なことは分からないが、海外勤務者の給与については、赴任先で支給する給与と国内で支給する給与とに分けて支給しており、標準報酬月額については、国内及び赴任先で支給する給与の合計額で計算することとなっている。しかし、申立人の場合、帰国辞令以後の標準報酬月額を計算する際、誤って、国内で支給する給与額のみによって計算した額で届出をしたことが推測される。」と回答している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、A 社は賃金台帳等

の厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管していないため、申立期間における保険料控除額及び報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額が確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から平成 4 年 5 月 1 日まで
A社で勤務していた時の給料は、昭和 61 年 10 月から平成 4 年 4 月末まで 40 万円で一度も変動が無かったにもかかわらず、国の年金記録では、申立期間の標準報酬月額がその前後の期間と比べて低額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額が、その前後の期間と比べて低すぎる。」と主張している。

しかしながら、企業年金連合会が保管する申立人に係る記録によると、申立期間における申立人の厚生年金基金の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、当時の給与明細書を所持していない上、A社は、既に閉鎖され、元事業主の所在も不明であることから、申立期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、元同僚が所持する平成 3 年 1 月の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に一致していることが確認できる上、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録には、申立期間に係る標準報酬月額の記録について遡及して訂正が行われたような不自然さは見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月 1 日から 40 年 2 月まで
② 昭和 40 年 2 月から 42 年 2 月まで

私は、昭和 38 年 5 月から 40 年 2 月まで A 社の仮事務所で勤務したが、38 年 7 月 1 日までしか厚生年金保険被保険者記録が無く、また、その後、40 年 2 月から 42 年 2 月まで B 市内にある C 社で勤務したが、その間の記録が全く無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の記憶する A 社の元同僚に照会したが、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、申立人の勤務期間について具体的な証言を得ることはできない。

また、オンライン記録によると、A 社は、昭和 38 年 5 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所となった後、39 年 8 月 28 日に適用事業所でなくなり、同日付けで再度、適用事業所となっていることが確認できるところ、同社の担当者は、「再度、当社が適用事業所となった 39 年 8 月 28 日付けの厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の控えには、申立人の名前は見当たらない。また、関係資料が保存されていないため、同日よりも前の期間における申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については分からない。」と回答している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人が昭和 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨が記載されている上、健康保険証を返却したことを意味する「証返」の印が確認できる。

2 申立期間②について、申立人が C 社の親会社であったとする D 社の元同僚

の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B市内にC社という事業所名の厚生年金保険の適用事業所は無い上、同社の親会社とされるD社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成3年7月1日であることが確認できる。

また、申立人は、C社の事業主や元同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
② 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、C 工場に配属された。44 年及び 45 年当時は、給与は 4 月にベースアップがあるとその年度は、ほぼ同一給与が支給されていた。賃金支給明細票によると、44 年 6 月の給与額は 8 万 9,537 円なので、標準報酬月額等級表から見て、同年 11 月から 45 年 3 月までの標準報酬月額は 8 万 6,000 円ではなく 9 万 2,000 円と考えられる（申立期間①）。

また、昭和 45 年 5 月の給与額は 11 万 2,560 円なので、標準報酬月額等級表から見て、同年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額は 8 万 6,000 円ではなく 10 万円と考えられる（申立期間②）。

詳しく調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、B 社 C 工場は、「申立期間当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間①及び②に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間①及び②において厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員 39 人に照会し、3 人から申立期間①及び②頃の賃金支給明細票の提供を受けたが、それぞれの明細票に記載されている給与額及び厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と当該事業所に係る被保険者原票に記録されている標準報酬月額は一致する。

なお、申立期間①及び②当時、厚生年金保険の標準報酬月額は、原則として、年に一回5月から7月までの3か月分の給与の平均額（報酬月額）を標準報酬月額等級表に当てはめることにより決定され、その年の10月から翌年の9月までの標準報酬月額とする（厚生年金保険法第21条）こととされており、申立人の申立期間①及び②における標準報酬月額は同じ額となる。なお、申立人に係る標準報酬月額は、申立期間①の始期である昭和44年11月からは標準報酬月額等級表の改正に伴って変更されたもの、また、申立期間②の直後の45年8月からの変更は随時改定（固定的賃金の変動等による2等級以上の変動）によるものと考えられる（同法第23条）。

また、申立人は昭和44年6月の賃金支給明細票を提出し、当該賃金支給明細票に記載されている給与額が8万9,537円であることから、標準報酬月額は8万6,000円（報酬月額が8万3,000円から8万9,000円までの範囲）ではなく9万2,000円（報酬月額が8万9,000円から9万5,000円までの範囲）であると主張しているが、上記のとおり標準報酬月額は5月から7月までの3か月分の給与の平均額をもって算定することとされており、当該申立人の提出した賃金支給明細票のみでは、標準報酬月額が9万2,000円であると判断することはできない。

さらに、申立人は、昭和45年5月の賃金支給明細票を提出しているが、当該明細票に記載されている厚生年金保険料額2,666円は、標準報酬月額8万6,000円に相当する額であることが確認できる上、申立人は申立期間①並びに申立期間②のうち45年4月及び同年6月から同年7月までの期間の賃金支給明細票を保有しておらず、給与から控除された同保険料額を確認することができない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月1日から46年8月30日まで

私は、昭和42年6月にA社の申立期間当時の代表取締役社長から運営責任者として月額手取り10万円の提示があり入社することとなり、46年8月まで勤務した。43年10月からは、手取額は13万円になったが、厚生年金保険被保険者記録では、勤務期間中の標準報酬月額が給与の手取額より低くなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の事業主から運営責任者として月額手取り10万円の提示があり入社することになり、昭和43年10月から手取額は13万円となった。」と主張している。

しかしながら、A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、昭和42年6月1日から46年8月30日までの期間について、A社で厚生年金保険被保険者資格を有し、連絡先の判明した被保険者6人に照会を行ったところ3人から回答があり、そのうち一人は、「私のA社での給与と標準報酬月額は一致している。」と供述しており、他の二人は、「私の事業所での給与と標準報酬月額が一致しているかどうか分からない。」と供述している。

さらに、申立人に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者の資格取得日である昭和42年6月1日は2万8,000円、同年10月の定時決定では3万円、43年から45年の定時決定ではそれぞれ3万6,000円となっていることが確認でき、オンライン記録と一致している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者

名簿により、申立期間における元従業員の標準報酬月額をみると、申立人と金額もさほど差が無く、当該期間におけるもっとも高い被保険者でも6万円であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額である状況は見られない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、申立期間については、A県B市かC市（現在は、いずれもD市）のE町に所在していたF社に勤務し、厚生年金保険料を納付していた。厚生年金保険の加入記録が無いとされていることに、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務場所及び勤務状況等を詳細に記憶していることから、申立人が申立期間においてF社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F社は既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、所在の確認できた8人に対し照会したところ、4人から回答があったものの、申立人の申立期間における勤務実態を証言できる同僚も見当たらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認できない。

また、申立人が申立期間当時、同僚であったとする一人についても申立期間においてF社において厚生年金保険の被保険者であった記録は見当たらない上、同社に係る上記の被保険者名簿には申立人の氏名の記載は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無く、不自然な記載も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4083 (事案 1863 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 1 日から 55 年 6 月 20 日まで

私は、A社が保有する船の船長として、昭和 48 年 6 月 13 日から 55 年 6 月 20 日までの間、継続して乗船していたにもかかわらず、当該期間の船員保険被保険者記録を認めることができないとして、平成 22 年 7 月 5 日付けで貴委員会から通知を受け取ったが納得できない。

当時の船員手帳が見つかったので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) 申立期間のうち、昭和 51 年 9 月 1 日から 54 年 7 月までの期間は、A社が船員保険の適用事業所でない期間であること、ii) 申立人の申立期間に係る勤務実態及び船員保険の加入状況を確認することができないこと、iii) 51 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失した後の同年 11 月 5 日付けで被保険者証を返納したことを示す「証返」が記載されていることが確認できる上、同社が 54 年 8 月 1 日付けで再度適用事業所となった以降についても、同社に係る船舶所有者別被保険者名簿において申立人の氏名を確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 22 年 7 月 5 日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間に係る新たな資料として当時の船員手帳を提出し、申立期間も継続して乗船し、船員保険に加入していたとして、再度調査してほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人から提出のあった船員手帳を見ると、申立人が昭和 48 年 6 月 13 日に、A社の船の船長として雇入れされ、61 年 8 月 22 日に会社都合により雇止めとなっていることが確認できるものの、当該届出の受付を行

った役場によると、「申立期間当時の受付は、届出書があれば行っていた。雇用が継続している前提で処理しており、船員保険の加入を確認するものではない。」と回答している。

また、船員手帳の管理を行っている運輸監理部によると、「船員手帳は、原則として乗船記録を記載しているが、申立人のように家族船員の場合は、必ずしも全期間乗船したとは限らない上、船員保険の加入については、船舶所有者が別途行うものであり、手帳を所持しているからといって、船員保険の加入者とは限らない。」と回答していることから、今回の再申立てに当たり、船員手帳を所持しているのに船員保険に加入していたとする申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

さらに、申立期間について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月 1 日から 56 年 8 月 1 日まで
② 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 62 年 10 月 1 日から平成元年 8 月 1 日まで
④ 平成 2 年 10 月 1 日から 6 年 8 月 1 日まで

私は、A社で技術職として海外や国内での出張が多かった。申立期間①及び④については標準報酬月額が同じであり、申立期間②及び③については標準報酬月額が下がっているが、当時は、毎年、昇給があった時期であるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、申立期間①及び④については同額となっており、申立期間②及び③については下がっている。」と主張している。

しかし、A社は、「当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額は不明である。」と回答している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人が名前を挙げている同僚二人に対し照会したところ、いずれからも申立人の給与から保険料の控除について具体的な証言を得ることができない上、この同僚二人の標準報酬月額についても、申立人の標準報酬月額とおおむね同様の標準報酬月額の変遷をたどっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるとの事実も見当たらない。

さらに、A社の被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は見当たらず、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月 28 日から 34 年 5 月 1 日まで
② 昭和 34 年 7 月 1 日から 35 年 3 月 30 日まで
③ 昭和 35 年 5 月 2 日から 39 年 8 月 16 日まで

年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶が無い。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立期間③に係る事業所を退職した約 3 年 10 か月後の昭和 43 年 6 月 10 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間に係る脱退手当金が同年 9 月 20 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間③の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 1 月 20 日までの厚生年金保険被保険者期間については未請求となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間に係る同被保険者記号番号は異なっていることから、未請求期間があることについて不自然さは無い。

加えて、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月26日から28年12月19日まで
② 昭和29年6月1日から30年10月28日まで

国の年金記録では、A社に勤務していた昭和26年1月26日から28年12月19日までの期間及びB社に勤務していた29年6月1日から30年10月28日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、A社を退職後、脱退手当金裁定請求書が届いたが、よく分からずにそのままにしてしまったし、B社の退職時にも脱退手当金の説明は無く、脱退手当金は受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、オンライン記録と一致する脱退手当金支給金額及び支給決定年月日の記載が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和31年7月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 1 日から 42 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 2 月から 45 年 9 月までの期間、A 事業所（後に B 事業所）に正職員として勤務していた。同事業所は、40 年 11 月に厚生年金保険の適用事業所になったが、それ以前から勤務していたので、当該時点で被保険者となったはずであるが、国（厚生労働省）の記録では、被保険者資格取得日が 42 年 5 月 1 日となっていることに納得できない。

なお、私の所持する国民年金手帳には、昭和 41 年 4 月から 42 年 12 月までの分の国民年金保険料について、厚生年金保険への加入により還付されたことが記載されている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 事業所は、昭和 40 年 11 月に厚生年金保険の適用事業所になったが、私はそれ以前から勤務しており、同保険への加入を理由に、国民年金保険料も還付されているので、同事業所が適用事業所となった時に被保険者となっているはずである。」と主張しているところ、B 事業所からの回答及び従業員の供述から、申立人は、申立期間において A 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 事業所は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたかどうかについては、当時の資料を保管していないため不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る給与からの保険料控除等について確認することができない。

また、申立期間当時、A 事業所において厚生年金保険被保険者記録を有する従業員のうち 13 人に照会を行い、回答のあった 10 人のうち、同事業所が厚生年金保険適用事業所になる以前から勤務していたと供述し、被保険者記録の確

認できる4人について、入社日と被保険者資格取得日を比較すると、4人とも同事業所が適用事業所となった日の1年後又は1年半後にそれぞれ被保険者資格を取得している上、4人のうち申立人と同時入社し、同一内容の業務を担当していた従業員については、申立人と同様、昭和42年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同事業所は、適用事業所となった時点で在籍していた従業員全員を厚生年金保険被保険者とする取扱いを行っていなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、「私の所持する国民年金手帳には、「厚生年金保険への加入があったためとりけし」と記入されており、それを理由に、昭和41年4月から42年12月までの分の国民年金保険料について還付を受けた。」と主張しているところ、日本年金機構C事務センターから提出のあった国民年金還付整理簿を見ると、41年4月から42年12月までの期間の保険料について、同年金の資格取消を理由として43年5月11日に還付が行われていることが確認できるものの、同事務センターでは、「当時、国民年金被保険者から社会保険事務所（当時）に対して、厚生年金保険適用事業所に勤務しているとの申出があれば、当該事業所での被保険者資格取得及び給与からの保険料控除等の状況についての確認は特に行わず、資料等に基づき、当該事業所に在籍していることが確認できれば、国民年金被保険者資格の取消手続を行っていたものと思われる。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 1 日から 48 年 4 月 8 日まで

私は、昭和 45 年 11 月末、A 社から同社の子会社である B 社へ出向したが、身分は本社の正社員のままであった。よって、出向期間中も給与、賞与は本社社員としての待遇と同等であったと記憶しているにもかかわらず、出向した際の標準報酬月額が低くなっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社から同社の子会社である B 社へ出向した際の厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されているが、在籍出向であったため、出向期間中に給与が下がることは考えられない。」と主張している。

しかしながら、B 社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額について確認することができないものの、同社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、昭和 48 年 4 月 8 日に申立人が当該事業所における被保険者資格を喪失した時の標準報酬月額は 7 万 2,000 円であることが確認でき、オンライン記録と一致している上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、標準報酬月額の記録が遡及して訂正されている等の不自然な点は見当たらない。

また、申立人と同様、A 社から B 社へ在籍出向した 7 人（申立人を除く。）のうち 2 人は、「出向期間中は、B 社から給与が支給されていた。本社と出向先における給与の差額が、別途、出向手当として本社から支給されていた。」と証言しているところ、B 社在任中の出向社員が昭和 48 年 11 月 21 日付けで同社における被保険者資格の喪失手続きが行われ、当該資格喪失届の備考欄に「給与計算事務の本社集中化に変更の為」と記載されていることから、この時

点まで同社出向社員における厚生年金保険に係る届出及び給与計算等は同社で行われ、同社から支給されていた給与額に基づき標準報酬月額届出が行われていたことがうかがえる。

さらに、上記7人の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、そのうちの1人を除く6人のB社における同被保険者資格を取得した時の標準報酬月額は、申立人同様、A社における同被保険者資格を喪失した時の標準報酬月額よりも3等級から7等級低く届出されており、申立人の標準報酬月額のみが他の出向者の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月31日から24年11月1日まで

私は、申立期間当時、A社を退職後、B社に入社するまでの間、C社又はD社において勤務していた。

A社、B社、C社及びD社は、いずれも、私の父が経営する関係会社であり、私がA社を退職後、B社に入社するまでの間、C社又はD社において給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に、C社又はD社において勤務していた。」と主張しているところ、申立人は、当該事業所の所在地や当時の勤務内容などを具体的に記憶している上、申立人が記憶する複数の元従業員が、当該両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、申立人は、勤務期間は特定できないものの、当該両事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社及びD社の商業登記簿謄本によると、両社は既に精算終了されている上、申立期間当時の両社の事業主及び事務担当者は、いずれも死亡又は連絡先が不明であり、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、C社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 1 月 10 日まで
A社において実際にもらっていた給与と標準報酬月額の記録に相違がある。調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間後に勤務したB社の給与額は、A社の退職時の給与明細書を提示して決定されたので、申立期間の標準報酬月額を50万円に訂正してほしい。また、一年間で2回も標準報酬月額が下がることは通常無いはずだ。」と主張している。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元従業員が証言する当時の事務担当者は、「当時のことは分からない。」と回答しており、申立期間当時の事業主の所在は不明である上、申立人が申立期間後に勤務したB社の給与額について、同社の当時の元事業主は、「当時のことは覚えていない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

一方、オンライン記録によると、申立期間においてA社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる元男性従業員6人のうち5人が、申立人と同様に平成10年12月から降給による標準報酬月額の変更(うち4人の処理日は申立人と同日)がされていることが確認できるところ、当該5人は、「申立期間当時は、経営が悪化をたどる状況で、給与の減額が実施された。」「会社の業績が悪くなったから平成10年12月の標準報酬月額が下がった覚えがある。」とそれぞれ証言しているところ、うち一人が所持する同社に係る給与明細書によると、給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

また、オンライン記録によると、申立人が平成10年5月にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した以降、申立期間における標準報酬月額記録は、同年10月の標準報酬月額算定基礎届（定時改定・算定対象月は同年5月、同年6月、同年7月）は同年8月17日、同年12月の同月額変更届（随時改定・算定対象月は同年9月、同年10月、同年11月）は11年1月20日にそれぞれ処理されており、標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人に係る申立期間当時の給与支給額や保険料控除額を確認できる関連資料は無く、申立てに係る事実を確認できる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで
私がA社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 4 月 1 日までの期間において、標準報酬月額がその後の俸給額と比べて差がある。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について標準報酬月額の相違について申し立てているが、B社は、「申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったかについては不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、A社に係る厚生年金保険被保険者で申立人と同職種であった複数の元従業員の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが他の元従業員の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 57 年 10 月 1 日の資格取得時の標準報酬月額は 9 万 2,000 円であることが確認でき、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額が訂正されている等の不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 8 日から同年 9 月 24 日まで

私は、昭和 39 年 9 月 29 日に A 社に入社以来、43 年 4 月 14 日まで継続して勤務していたが、年金記録に 7 か月間の空白期間があるので訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、昭和 39 年 9 月 29 日から 43 年 4 月 14 日までの期間に被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 15 人に申立人の勤務実態について照会したところ、8 人から回答があり、そのうちの 4 人は、「申立人は、申立期間も継続して勤務していた。」と証言している。

しかしながら、上記 4 人からは、申立期間における申立人の勤務内容及び勤務条件の変化の有無についての証言は得られない。

また、申立人は、「A 社では、B 職として勤務した。」と供述しているところ、上記 8 人のうち 2 人は、「作業については、仕事量の少ない時期は、1 日休みの日や短時間勤務もあった。」、「仕事がなくて 1 か月以上休みで、会社に出社しないこともあった。」とそれぞれ証言している。

さらに、A 社に係るオンライン記録において、23 人の従業員について、申立人と同様に被保険者記録の欠落が確認できるところ、そのうちの二人は、欠落期間については、「出産のため一度会社を辞めた。」、「いつ仕事がなくなるか分からなかったので、社会保険をやめて国民健康保険に加入し、再度社会保険に加入した。」とそれぞれ証言していることから記録の欠落について不自然な事情はうかがえない。

加えて、商業登記簿謄本によると、A 社は現存していることが確認でき、照

会したものの回答を得ることができない上、当該事業所における申立人に係る被保険者原票によると、申立人は昭和40年2月8日に被保険者資格を喪失し、健康保険証の返却を示す「返」の記載が確認できる上、その後、同年9月24日に同事業所において別の厚生年金保険被保険者記号番号で、再度、同資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月26日から32年7月12日まで
② 昭和32年9月6日から36年3月5日まで

申立期間①及び②について年金事務所の記録ではA社の厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金が支給された記録になっているが、私は脱退手当金を請求した記憶が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを表す「脱」の押印が確認できる上、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和36年9月1日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答していることが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 11 月 25 日から 62 年 3 月 11 日まで
② 昭和 63 年 1 月 8 日から同年 3 月 24 日まで

私は、A 団体に産休職員の代替職員として勤務していた期間のうち、昭和 61 年 11 月 25 日から 62 年 3 月 11 日まで厚生年金保険の加入記録が欠落している（申立期間①）。

また、B 団体に産休職員の代替職員として勤務していた昭和 63 年 1 月 8 日から同年 3 月 24 日までの厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間②）。

上記期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和 61 年 11 月 25 日から同年 12 月 24 日までの期間及び 62 年 1 月 8 日から同年 3 月 10 日までの期間については、A 団体から提出された休職等職員に関する調により、申立人は、同団体に産休補助職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、A 団体が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年 4 月 1 日であり、申立期間①は同団体が適用事業所になる前の期間である。

また、A 団体は、「申立期間当時は、産休補助職員を厚生年金保険に加入させる取扱いはしておらず、同保険料も控除していない。」と回答している。

さらに、上記の調によると、A 団体では、昭和 61 年度及び 62 年度に産休補助職員が 4 人（申立人を除く。）勤務しているが、オンライン記録では、いずれも勤務期間中に厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

一方、申立期間①のうち、昭和 61 年 12 月 25 日から 62 年 1 月 7 日までの期間については、休職等職員に関する調により、申立人は、A 団体に産休補助職員として勤務していないことが確認できる上、申立人は、当該期間を含

む 57 年 1 月から 62 年 2 月まで国民年金に加入していることが確認できる。

- 2 申立期間②については、B 団体から提出された休職等職員に関する調により、申立人は、当該期間に同団体で産休補助職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、B 団体は、「申立期間当時、産休補助職員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしておらず、同保険料も控除していない。」と回答している。

また、上記の調によると、昭和 61 年度に申立人以外に産休補助職員が一人勤務しているが、オンライン記録によると、当該職員が、勤務期間中に厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 8 月 10 日まで

私は、A社（現在は、B社）で昭和 39 年 4 月から 40 年 8 月まで事務を担当し、正社員として働いた。15 か月間勤務したのに年金記録が欠落している。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の証言から判断すると、申立人は申立期間頃に同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社では、「合併等により当時の資料が全く残っていない。」と回答している上、申立人は事務の責任者の姓を記憶しているものの、A社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を確認しても、当該責任者と同姓の被保険者記録が見当たらず、申立人が一緒に事務の仕事をしたと供述する元同僚に照会しても証言が得られないことから、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、雇用保険の記録を確認しても、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

さらに、A社に係る被保険者名簿において、申立人の氏名を確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月21日から23年6月1日まで

私の夫は、昭和20年4月1日から平成2年6月19日までA社(現在は、B社)に勤務していたが、国の年金記録では、昭和21年1月21日から23年6月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員17人に照会したが、申立人が申立期間に同社で勤務していたことを確認することができない。

また、A社の元同僚は、「申立人と一緒に同社で勤務していたが、申立人は一旦、同社を退職後、再び同社に戻ってきたことを覚えている。申立人の退職、再就職の時期は、おおむね国の年金記録どおりだと思う。」と証言している。

さらに、B社は、「当時の厚生年金保険に関する資料が無いため、申立人の同保険の加入状況及び保険料控除については不明である。」と回答している。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人は、昭和21年1月21日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、23年6月1日に同社において、別の被保険者記号番号で同資格を再取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 1 日から 35 年 6 月 16 日まで
年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無い。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性 73 人について調査したところ、昭和 30 年から 40 年までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者が 39 人確認でき、そのうち申立期間の事業所を最終事業所として脱退手当金の支給決定記録の有る 32 人のうち 25 人については、資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされていることが確認できる上、当該支給決定日が同一日（昭和 31 年 8 月 24 日に二人、31 年 12 月 18 日に二人、40 年 9 月 14 日に二人）である事例が確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 35 年 9 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金が受給できなかったところ、申立期間の事業所において被保険者資格を喪失後、昭和 52 年まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 12 月 20 日まで

私は、昭和 43 年 4 月 1 日に A 社に入社し、45 年 12 月 19 日に退職したが、脱退手当金について一切説明を受けておらず、脱退手当金を受け取った記憶が無いのに、当該期間に係る脱退手当金が支給された記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票において、昭和 43 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人の健康保険整理番号の前後の被保険者のうち、申立人の資格喪失日（45 年 12 月 20 日）前後約 5 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた女性被保険者 31 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 22 人に支給記録が確認できる上、当該支給記録の確認できる同僚のうち一人が、「脱退手当金に関する説明を受けたかどうか覚えていないが、年金事務所へは行ったことが無いので、脱退手当金は事業所で担当者から受領したと思う。」と回答していることを踏まえると、申立期間に係る事業所においては、脱退手当金の代理請求を行っていた可能性が考えられる。

さらに、申立人に聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 21 日から 46 年 10 月 1 日まで
私は、A社（現在は、B社）の法人登記を昭和 45 年 12 月 * 日に完了したので、同日より厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の法人登記が完了した昭和 45 年 12 月 * 日から厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人は、「部下がA社の法人登記に係る会社成立日に厚生年金保険等の適用手続を行った。」と主張しているところ、当該部下の被保険者記録を確認しても申立人と同日に被保険者資格を取得している上、当該部下は連絡先不明のため、当時の状況を確認することができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した申立人を除く 6 人のうち、所在の確認できた 4 人に当時の状況を聴取しても、申立人の申立てを裏付ける証言や証拠は得られない上、申立人は、申立期間から現在に至るまで同社の代表取締役であるところ、「申立期間当時の書類は残っていない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和 46 年 10 月 1 日に厚生年金保険の新規適用を受けた記載が確認でき、オンライン記録と一致している上、同社の新規適用日において、申立人を含む 7 人が厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できるところ、当該 7 人の同資格取得日はオンライン記録とも一致しており、新規適用日及び資格取得日を訂正した等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 1 日から平成 2 年 10 月 1 日まで

私のA社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、申立期間直前の標準報酬月額よりも低くなっている。社会保険事務所(当時)の入力処理誤りと思われるため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険事務所が(自身の)A社における申立期間の標準報酬月額を誤って入力処理した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成元年6月5日に、昭和63年11月1日に遡って、それまでの47万円から36万円に、減額変更(随時改定)されている記録が確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該遡及処理は直近の定時決定を超えた遡及処理ではない上、申立てに係る事業所の取締役及び親族の合計4人の標準報酬月額についても申立人と同様に、平成元年6月5日に、昭和63年11月1日に遡って減額変更されている記録が確認できる。

また、商業登記簿謄本により、申立人は申立期間当時において、申立てに係る事業所の取締役であったことが確認できるところ、「申立期間において、私が社会保険事務手続及び給与計算事務を含む経理事務を行っていた。時期は不明であるが、役員報酬を調整したことがある。」と供述している。

さらに、上記遡及処理日(平成元年6月5日)後の同年10月の定時決定は同年8月に、また、2年10月の随時改定は同年同月に、それぞれ適正に処理されていることが確認できる上、申立てに係る事業所は、上記の元年10月の定時決定における算定基礎届を提出する機会及び2年10月の随時改定におけ

る月額変更届を提出する機会の合計2回の機会において、従前の申立人の標準報酬月額が36万円であることを確認することができたと考えられ、上記届出が適正に行われていたことから、上記届出に基づく保険料の納付の告知が当該事業所に行われていたと考えられる。

これらのことから判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額についての随時改定による遡及処理、その後の定時決定及び随時改定に伴う届出は、社会保険事務所に対し、当時の事実即した届出がなされていたものとするのが相当である。

加えて、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されていることから、仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、オンライン記録及び商業登記簿謄本から、申立期間当時、申立人は申立てに係る事業所の代表取締役の妻であり、取締役であったことが確認できる上、申立期間当時、申立てに係る事業所において社会保険事務手続き担当者であったと供述していることから、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書の規定に該当する者と認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 15 日から同年 7 月 17 日まで
② 昭和 30 年 8 月 24 日から同年 12 月 31 日まで
③ 昭和 31 年 3 月 10 日から 32 年 4 月 11 日まで
④ 昭和 32 年 3 月 11 日から 35 年 9 月 1 日まで

私は、国（厚生労働省）の年金記録において、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無い。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後の女性 40 人中、当該事業所で脱退手当金の受給資格を有する者が 27 人確認でき、そのうち当該事業所を最終事業所として脱退手当金の支給決定記録の確認できる 17 人のうち、申立人を含む 13 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされていることが確認できる上、当該支給決定記録の確認できる 13 人のうちの 3 人が、「出産退職前、事務担当者に『社会保険事務所（当時）へ行って脱退の手続をするから。』と言われ、手続を任せた。」「退職前に、担当者から説明を聞き受給手続を頼んだと思う。脱退手当金は社会保険事務所ではなく、会社でもらったと思う。」「結婚退職時に脱退手当金を受給したと思う。退職前に、担当者から『退職後働く予定は有るか。』と聞かれ、『働く予定は無い。』と返事した記憶が有るので脱退手当金の受給手続を会社でしたものと思う。」とそれぞれ証言していることから、当該事業所においては、事業主による代理請求が行われていた状況がうかがえ、申立人が当該事業所において被保険者資格を喪失した約 3 か月後の昭和 35 年 12 月 6 日に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、

申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「35. 10. 5 回答済」の押印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4102 (事案 1723 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 1 日から 50 年 8 月 1 日まで

義父が代表者であったA社に入社したが、不況により他社で働くように言われ、同業のB社に転職した。転職するまでの期間については厚生年金保険被保険者期間がつながっているはずである。当時の資料があったので、検証の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できること、商業登記簿謄本により確認できるA社(昭和61年4月*日に設立登記)の代表者は、「当時会社は一旦廃業したため、関係書類も保管しておらず、申立人に関する当時の状況を確認することができない。」と証言しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できないこと、ii) 昭和49年3月1日から同年4月26日までの期間における厚生年金保険の被保険者は、当時の事業主の妻一人であることが確認できるが、当該被保険者は既に死亡しており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠を得ることができないこと、iii) オンライン記録によると、申立人は申立期間において国民年金保険の被保険者資格を取得しており、49年3月から50年6月までの間、国民年金保険料を納付していることが確認できること等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年5月24日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに、当時の資料を提出し、年金記録を訂正するよう主張している。

しかしながら、C会が発行した登録証の職歴欄の記載によると、申立人は、昭和45年1月31日にD社、50年2月1日にE社及び51年1月3日にA社に勤務したことが確認できるところ、申立人は、「この登録証は、当時、現場作業の際に自身の経歴を明示する必要があるために所持していたものである。D社及びA社の記載についてはA社の親会社であって当該親会社の名称を職歴として記載したものである。」と供述しているものの、当該登録証は申立人が申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者であったことを示す資料とは認められない。

また、申立人の国民年金手帳、F市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び同印紙検認記録によると、申立人は、昭和49年3月19日に同被保険者資格を取得し、50年8月1日に同資格を喪失した旨の記載が確認でき、申立人は、当該期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間中に疾病を患い入院が必要と診断された際に、国民健康保険で取り扱ってもらった。」と供述している。

加えて、申立人は、国民年金手帳（年金記録欄は空白）、資格取得年月日が昭和34年3月5日で厚生年金保険被保険者記号番号が*である同被保険者証、平成16年4月20日発行の申立人の被保険者記録照会回答票、G市が7年3月*日に発行した申立人の被災証明書及びH地方裁判所I支部が2年12月*日に発行した申立人の破産免責決定通知書を提出しているが、当該資料は、申立人が申立期間について厚生年金保険に加入していたことを示す資料とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。